

官報

号外
平成二十三年十一月二十一日

○第百七十九回 参議院会議録第七号

平成二十三年十一月二十一日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第六号

平成二十三年十一月二十一日

午後一時開議

第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第百七十七回国会本院提出、第百七十九回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、皇室會議予備議員の選挙
- 一、難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案(鶴保庸介君外二十二名発議(委員会審査省略要求))
- 一、平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)
- 一、平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)
- 一、平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)
- 一、国務大臣の報告に関する件(アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議及びASEAN 閣連首脳会議出席等に関する報告について)
- 一、日程第一

平成二十三年十一月二十一日 参議院會議録第七号 皇室會議予備議員の選挙 議事日程追加の件

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

この際、欠員中の皇室會議予備議員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することとし、また、同予備議員の職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、皇室會議予備議員に小川敏夫君を指名いたします。

なお、同君の職務を行う順序は、第一順位といたします。

○議長(平田健二君) この際、お諮りいたします。

鶴保庸介君外二十二名発議に係る難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、

日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。鶴保庸介君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革、社会民主党・護憲連合及び国民新党の各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案

本年は、一九五一年の「難民の地位に関する条約」採択から六十周年、また日本の同条約加入から三十周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの三十二年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民について人道支援と平和構築を中心に据えた取組を行ってきた。昨年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

そして国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十四
賛成	二百三十四
反対	〇

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案

よつて、本決議案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣野田佳彦君。

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ただいまの御決議に対して所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を十分に体しまして、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、国際社会で引き続き主導的な役割を果たしていく考えであります。(拍手)

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長石井一君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(石井一君登壇、拍手)

○石井一君 ただいま議題となりました平成二十三年度第三次補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算三案は、去る十月二十八日に国会に提出され、十一月二日に財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、十五日から本日まで、野田内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行つてまいりました。

以下、質疑の若干につき、その要旨をごく簡単に御報告申し上げます。

「先般開催されたAPEC首脳会議において、総理はTTPPに関していかなる表明をしたのか。円高対策や原発事故について国の方針はどのようなものか」などの質疑があり、これに対し、野田内閣総理大臣及び関係大臣より、「APECにおいては、TTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る方針を説明した。今後は、農業を始め、国民生活に与える影響についても議論してまいりたい。円高については、過度の変動には為替介入を実施するとともに、中小企業金融支援と立地補助金を拡充する。原発事故に伴う避難住民の帰宅については、年内を目標としている原子炉の冷温停止の後に生活環境の復旧状況等を踏まえて進めてまいりたい」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか、中期財政フレームの実現可能性、復興増税の在り方、景気状況と消費税の関係、行財政改革の進め方、日本産食品等の輸入規制への対応、原子力政策の見直し、被災地の雇用確保策、二重債務問題対策、国内農業の再生に向けた支援策、閣僚の任命責任、政治資金に関する

諸問題、人事院勧告と給与法など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員が反対、民主党・新緑風会を代表して金子委員が賛成、自由民主党・無所属の会を代表して赤石委員が賛成、公明党を代表して竹谷委員が賛成、みんなの党を代表して小野理事が賛成、たちあがれ日本・新党改革を代表して荒井委員が賛成、社会民主党・護憲連合を代表して山内委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二十三年度第三次補正予算三案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) 三案に対し、討論の通告がございいます。順次発言を許します。石橋通宏君。

(石橋通宏君登壇、拍手)

○石橋通宏君 民主党・新緑風会の石橋通宏です。

会派を代表して、平成二十三年度第三次補正予算案について、賛成の立場から討論をいたします。

初めに、東日本大震災、そして一連の台風災害で亡くなられた方々や御遺族の皆様方、被災された多くの方々に対し、改めて心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私が東日本大震災の被災地に初めて入ったのは、三月二十七日のことでありました。宮城県気仙沼市唐桑半島の避難所で支援活動を行いなが

ら、沿岸部一帯の被害の状況を目の当たりにし、声を失つて立ちすくみ、そして涙しました。

しかし、避難所では、震災後まだたった二週間余りのそのときに、大切な御家族や御友人、全ての家財を失つて避難されていた皆さんから、生き残った私たちが必ずこの地を再建する、全力で応援してほしいと声を掛けられました。

未曾有の災害に直面しながらも、奮然と明日に向かつて立ち上がろうとする強い思いに感動するとともに、政治の大きな責任と役割を心に刻みました。今、この場におられる与野党の全ての同僚議員の皆様方が同じ思いでこれまで被災地の再建と復興に全力で取り組んでこられたと思います。

この第三次補正予算案は、復興基本方針に基づいて策定された被災地の本格的な復興に向けた一つの大きなステップであり、被災地の一日も早い復興を願う全ての国民の思いと、その国民の声を代表する私たち国会議員の強い決意が含まれております。

具体的に、次の三点に絞つて賛成の理由を述べます。

第一に、本予算案には、被災地における安定的な雇用の創出と、そのための産業の復興を支援するための予算が計上されております。

町の再建のためには、そこに住む方々の生活の糧が必要です。安定的な収入なくして未来への安心はありませんし、未来への安心なくして被災地の復興はあり得ません。地場産業の復興と安定的な生活手段の確保に対する様々な支援策が盛り込まれていることを評価したいと思います。

第二に、被災地の復興に向けて安心と安全を保障する社会基盤を再構築していくための各種施策

が盛り込まれております。

道路、港湾、空港、鉄道、学校などの再整備はもとより、災害に強い情報通信の確立や医療と介護の再生、そして子ども・子育て支援など、被災された皆様方が生まれ育った故郷で再び安心して暮らしていける町づくりを多角的に支援できる内容になっていることを了したいと思います。

そして第三に、東京電力福島第一原発事故の収束と、福島県民の皆さんを始めとする多くの原発事故被害者の皆さんの生活再建を実現するための予算が組み込まれております。被害に遭われている皆様方に一日も早く安心と安全を取り戻していただくことが政治の最優先の課題であり、そのための損害賠償、除染、モニタリング、風評被害対策など、きめ細やかな対応を総合的に実施していく内容であることを評価いたします。

以上、賛成の理由を簡潔に申し述べましたが、野田総理が繰り返し訴えられているとおり、被災地の復興なくして日本の再生はありません。と同時に、日本経済や社会全体の再生なくしては被災地の本格的復興も成し得ません。

欧州の金融危機や超円高への対応に万全を尽くし、デフレを解消し、我が国の経済を自律的な回復軌道に乗せることによって迅速かつ確実に復旧から復興への足取りを進められるよう、引き続き、私たち与野党国会議員全員が力と心を合わせ、全力を尽くして取り組んでいかなければなりません。

被災地には、厳しい冬が訪れようとしています。仮設住宅や損壊したままの御自宅や、故郷を遠く離れた土地で年を越される方々も大勢いらっしゃると思います。被災された皆様方に復興への

確かな足音と明日への大きな希望を感じながら新しい年を迎えていただけるよう、是非とも満場一致で第三次補正予算案に御賛同いただきますことを心よりお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(平田健二君) 有村治子君。

〔有村治子君登壇、拍手〕

○有村治子君 自由民主党の有村治子です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、平成二十三年度第三次補正予算案について賛成討論を行います。

東日本大震災からの一日も早い復興に実効性があると判断した補正予算に対しては、論をまたず賛成いたします。しかし、だからといって、野田内閣、民主党政権を是認しているわけではないという自民党の立ち位置をまず明確にいたします。

私たち自民党は、震災復興に関して政府・与党に全面協力する方針を貫いてきましたが、三か月もの政治空白をつくった菅前総理の失態もあり、結果として被災地支援に生かすべき補正予算の提出が遅れに遅れた政府・民主党の統治能力の欠如は大変遺憾に思います。

連日の予算審議では、最大の論点となったTPP、環太平洋パートナーシップ協定に対する政府の余りにも稚拙な姿勢と認識が露呈しました。

TPPに関する問題点は、大きく分けて二つあります。その一つは、協定の内容自体について、そしてもう一つは、極めて厳しい国際交渉を強いられる日本の代表が果たして野田民主党内閣で大丈夫なのかという根本的な不信感です。

自民党から共産党まで主義主張の異なる各野党

に加え、与党の国民新党、内閣を支えるべき民主党議員の半数までもが現況のままTPP交渉が進むことを憂慮し、慎重であるべきだと警鐘を鳴らしています。

戦後半世紀にわたり、自由民主党はアメリカと強固な同盟関係を築くことで、本来国防に掛かるべき予算を経済政策につき込む体制を構築し、自由貿易の推進を通商政策の柱に掲げてきました。結果として、そのメリットを最大限享受した日本は国家国民の繁栄を手にしました。

この体制をリードしてきた自由民主党が、今なぜ、自由貿易圏の拡大を表向き看板とするTPP参加に信念を懸けて慎重な立場を取るのか。それは、現状でのTPP参加が国民の暮らしを根本から覆しかねない重大な爆弾を抱えているからです。

全ての物品・サービスに係る関税を二〇一五年までに撤廃することを前提とするTPPが現実のものとなれば、例えば米は約九割、砂糖に至っては全ての国産品が海外産に取って代わられると農水省は試算しています。砂糖一項目に絞っただけでも、国産砂糖原料のサトウキビ、てん菜の耕作地約八万七千六百ヘクタール、実に東京二十三区

全体の約一・四倍もの広さの耕作地が失われるおそれがあります。まさに壊滅的打撃です。被災地の水産業にも多大な痛手を負わせます。規模の経済に物を言わせたアメリカ、オーストラリアの穀物、畜産製品が大量になだれ込んでくる中で、どうやって食料自給率五〇％という政府目標が達成できるのでしょうか。

安全保障の根幹の一つは、自国民に安全な食料を安定的に供給することです。食料生産を安易に

他国に委ねてしまう国は常に生命の危険と隣り合わせになります。にもかかわらず、野田総理は、日本の田畑を守り抜くという気概すら表明できず、米をTPPの例外品目に入れることさえ国民に約束できないままです。

ここで、TPPが定めるISD条項、投資家対国家の紛争解決に関する手続の導入危険性について指摘します。

TPPなどの国際条約は日本の法律よりも上位に位置付けられているとされており、ISD条項がこのまま導入された場合、経済的利益の最大化を目的とする投資家、とりわけハゲタカと言われるアメリカのファンドや、そこに群がる経済訴訟専門の弁護士たちが日本の富に狙いを定めてくることは明らかです。

日本の関税、非関税障壁をターゲットにして、日本政府を相手取った訴訟がアメリカの民間企業、投資家たちから提起され敗訴した場合、日本政府は貴重な税金から成る多額の賠償金を支払わされる形で国民の富を流出させることになりま

す。米国の大きな狙いの一つは日本の市場であり、日本の富をアメリカの資本家に移転させることにあります。民主党に、その意図を見抜き、対策を取る気概と能力はあるのでしょうか。

オバマ大統領とクリントン國務長官らアメリカ政府高官は、TPPに参加する環太平洋諸国の安全保障のメリットを強調する外交活動を精力的に展開しています。TPPが日本の安全保障に対してどのような影響を及ぼすのか、野田総理はそのビジョンを一切語られていませんが、では、なぜ中国があればどまにアメリカ主導のTPPを牽

制し、日本の動向に神経をとがらせているので
 どうか。アメリカを中心とする環太平洋の安全
 保障リーグに参加し、連携を深め、中国の脅威か
 ら日本の領土、領海、主権を平和的に守り抜くこ
 とがTPP参加の最大メリットの一つであると、
 総理はなぜ自分の言葉で国民に語れないのです
 か。

日本は全ての物品とサービスを貿易自由化交渉
 のテーブルにのせるというアメリカ政府発表の
 たった一行を訂正させることすらできず、それは
 日本の公式発表ではないとの弁解を繰り返す野田
 政権は、TPP交渉に入る前から、交渉力を欠
 き、外交的敗北を内外に知らしめているとしか言
 いようがありません。街頭演説で鍛えたはずの雄
 弁な野田総理が口をつぐみ、自らの言葉で発信し
 ようとしないのは、一体なぜでしょうか。よも
 や、政府がつかんでいる情報を国民に明らかにす
 れば、世論が雪崩を打ってTPP反対に傾くこと
 を恐れているからではないですね。

東日本大震災においては、極限状態の中、お互
 いをおもひばかり助け合い、地域の仲間のため、
 愛する家族のため、かけがえのない命をささげて
 までも、それぞれの分や務めを果たすという、世
 界中が感嘆する国民性や公益性が各地で発揮され
 ました。これこそ絆を尊ぶ日本人の崇高な生き方
 なのだと、改めて日本の底力を感じずにはいられ
 ません。

総理、国民の聡明な判断力を信じてください。
 総理は、国民と面と向き合って、TPP参加のメ
 リットとデメリットを、自らの良心と言語能力、
 政治的嗅覚の全てを駆使して堂々と語られるべき
 です。それをやってのけてこそ、被災地を含めた

一億二千八百万人の生存を担保する内閣総理大臣
 でありましょう。

予算委員会審議では、各党が示した問題点に関
 し、野田総理を始めとする各大臣がまともに答え
 られない場面が多々ありました。残念ながら、
 ホームゲーム、すなわち、ルールを共有し日本語
 で意思疎通できる国内の審議ですらしつかりディ
 フェンスできない野田内閣が、英語を介した情報
 格差のハンディを負うアウエーゲームで、しか
 も、交渉中にどんだんルールが塗り替えられてい
 く熾烈な国際交渉において、他国と互角に渡り合
 うことなど望むべくもありません。

外交権は内閣にあります。民主党が政権を担っ
 ている以上、野田内閣の交渉力は、日本の外交
 力、日本人の生存能力に直結します。世界を相手
 に果敢に挑戦し続けることで活路を開いてきた海
 洋国家日本を代表するに足る交渉力を、総理には
 即刻身に付けていただきたいです。

日本の主権と国益を守るための外交力を鍛える
 ためであれば、私たち自由民主党は喜んでその踏
 み台の役を担ってみせましょう。それが、五十年
 にわたって政権与党を務め、世界における日本の
 繁栄と尊敬を国民の皆さんとともに築いてきた自
 民党の心意気というものです。しかし、アメリカ
 や中国などとの外交交渉が野田民主党政権には到
 底無理だというのであれば、私たち自由民主党は
 いつでも政権を担う用意があります。

既に震災から八か月、被災地では雪が降り、凍
 えんばかりの冬が到来します。この補正予算が被災
 地に速やかに届き、その復興に向けた実質的な
 糧になることを切に念じて、私、自由民主党有村
 治子の討論を終わります。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて討論は終局いたし
 ました。

○議長(平田健二君) これより三案を一括して採
 決いたします。
 三案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
 ます。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたし
 ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま
 す。

投票総数

賛成

反対

よって、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、

アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議及び
 ASEAN関連首脳会議出席等に関する国務大臣
 の報告を聴取したいと存じますが、御異議ご
 ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。内
 閣総理大臣野田佳彦君。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私は、第十九回ア
 ジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議への出席

のため、十一月十二日から十四日まで米国を訪問
 をいたしました。

本年のAPEC首脳会議では、地域の更なる繁
 栄のため取り組むべき課題について、忌憚のない
 意見交換を行いました。その結果、貿易を制限せ
 ずにイノベーションを促進するための共通原則、
 グリーン成長を目指して環境物品の普及に取り組
 むことなどに合意をいたしました。

首脳会議の席上、私からは、アジア太平洋自由
 貿易圏(FTAAP)の実現に向けて、我が国とし
 て主導的な役割を果たしていくことを明らかにし
 ました。また、その道筋の唯一交渉が開始されて
 いるTPP協定について、我が国は交渉参加に向
 けて関係国との協議に入ることを紹介をし、幾つ
 かのエコノミーから歓迎の意が表明されました。

また、首脳会議出席の機会をとらえ、私は中
 国、米国、ロシア、ペルーの首脳と個別に会談を
 行いました。

胡錦濤中国国家主席とは、来年の日中国交正常
 化四十周年を見据えつつ、大局的観点から、戦略
 的互惠関係を深めていくとの認識を共有をいたし
 ました。

オバマ米国大統領とは、日米両国がアジア太平
 洋地域でリーダーシップを発揮していくことを確
 認し、さらに、TPP、牛肉輸入問題、安全保
 障、子の親権といった事項につき、意見交換を行
 いました。

メドベージエフ・ロシア大統領とは、エネル
 ギー、近代化及び安全保障を含むあらゆる分野で
 の協力の強化を確認しました。領土問題について
 は、問題解決の必要性を再確認し、互いに相手を
 尊重しつつ、静かな環境の下で議論を継続するこ

とで一致をいたしました。

我が国としては、昨年の横浜合合、本年のホルル合合に続ける形で、各エコノミーと協力し、来年のウラジオストク合合で更なる成果を目指していきたいと考えています。世界の成長センターたるアジア太平洋地域の活力を我が国の再生に取り込んでいくべく経済外交を推進をしてまいります。

続いて、ASEAN関連首脳会議への出席のため、十一月十七日から十九日までインドネシアを訪問をいたしました。

日・ASEAN首脳会議では、八年ぶりに新たな日本とASEANの共同宣言、バリ宣言と行動計画を採択し、ASEAN域内の人や物の流れを円滑化する連結性の強化や防災協力の強化を確認しました。また、民主化が進展しているミャンマーの開発計画に我が国として協力していく旨を表明をいたしました。

東アジア首脳会議(EAS)では、本年から米国やロシアが新たに加わり、政治・安全保障面での取組が強化されました。特に、アジア太平洋を連結する公共財である海洋に関し、国際法の重要性を確認し、我が国の提案を踏まえ、EAS参加国の間で海洋について協力、対話を進めることで理解を得ることができました。さらに、経済成長に結びつく低炭素社会の構築についても、我が国が提唱した構想につき各国の理解を得ることができました。

経済連携に関しては、私は、これまで、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて、様々な道がある旨を強調してきました。今般の会合では、TPPだけではなく、ASEANプラス

3、ASEANプラス6をベースにした経済連携の枠組みづくりにも、我が国が先頭に立って貢献することを主張し、多くの国から賛同を得ました。特に、今回のASEAN関連首脳会議で、東アジア自由貿易圏構想(EFTA)と東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)について、日中の共同提案を踏まえ、ASEAN諸国と関係国との間で作業部会が設置される方向となったことは前進であつたと考えています。

このほかにも、日メコン首脳会議、日中韓首脳会議を行ったほか、タイ、ミャンマー、シンガポール、豪州の首脳とも個別に会談を行いました。その中でも、経済連携との関係でいえば、日中韓首脳会議では、日中韓FTAについて共同研究を年内に終えることで合意し、また、その先駆けとなる日中韓投資協定について、その合意に向けて強く働きかけを行いました。さらに、日豪首脳会議では、次回のEPA交渉会合を来月に開催することと一致いたしました。

今後とも、先人たちが培ってきた日・ASEANの友好協力関係を引き続き大事に育て、豊かで安定したアジアの秩序形成、地域の共通のルール作り、協力のネットワーク強化を図っていく所存でございます。(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。猪口邦子君。

〔猪口邦子君登壇、拍手〕
○猪口邦子君 自由民主党の猪口邦子です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、野田総理に外交と政策運営について質問いたします。

す。

民主党政権には、少なくとも三つの、繰り返し見られる問題があります。第一に、国民への説明力がない。第二に、法律に基づいて国を運営するという認識が薄い。第三に、対応が遅い。

例えば、TPP協定に関して、条約関連という内閣の重要な仕事であるのに、総理は、閣内で意思統一を図ろうとせず、重大な決定をしたにもかかわらず、賛成派にも反対派にも自己流の解釈の余地を与え、いわゆる玉虫色の手法を使って、そのはざままで国民への説明力を失っているのです。

アジアの成長力を取り込む、こういう単純な言葉の羅列以上の説明はないのです。農水大臣との違いの顕在化を恐れている。内閣不一致を自ら調整する勇気がない。与党に任せて曖昧にし、党内融和という究極の近視眼的な発想で太平洋世界で諸国家と伍しようとしています。

鹿野大臣は、十一日の夜、交渉参加を前提とするものではないと理解していると言いましたが、これを総理は認めますか。TPP協定交渉参加への協議に入るというこの総理の言葉と、交渉参加を前提とせずという農水大臣の表現は完全に一致していますか。ずれがあれば、総理の見解が内閣の見解であると鹿野大臣にここで伝えてください。交渉参加を前提としないと言い切って協議入りするというのは国際法的には珍しいのであります。

総理は、この歴史的な決断について、閣内で正式の検討を何回やりましたか。第一回国家戦略会議、十月二十八日と、十一月十一日、予算委員会TPP集中審議直後、包括的経済連携に関する閣僚委員会を形式的に開いただけではないですか。

つまり、キックオフとセレモニーだけです。しかも、国家戦略会議の議事録を読めば、民間委員がTPPを支持すると発言しても、総理は反応もせず、言及もせず、議論もせず、話題にしたくないという感じで、鹿野大臣はそもそもメンバーではなく、招かれていません。

昨年の十一月の基本方針の閣議決定以来、TPP協議入りをAPEC首脳会議で表明するまでの間、なぜ閣内で議事録を作成する公式の意見集約を重ねてこなかったのですか。この政策決定過程の貧困が、そしてその背後にある内閣不一致が国民への説明力のなさの原因なんです。

そもそも総理は、米国主導のTPPがいつどこでどのような形で米国主導のものと発表されたか、思い出せますか。二〇〇九年十一月十四日、二年前の民主党政権誕生直後に、オバマ大統領は東京のサントリーホールでこれを発表したのです。

当時の和訳を見ますと、まだ訳せてなくて、太平洋を越えたパートナーシップ諸国とありますが、大統領の英語の演説では紛れもなくトランス・パシフィック・パートナーシップ、つまりTPPの表現が使われていました。なぜ、オバマ大統領はそのときその考えを民主党政権に伝えるに來たのでしょうか。

以前から中国は、ASEANプラス3、つまり日中韓の枠で中国主導のアジア新秩序を模索していました。日本はそれに対し、自民党小泉政権の時代、ASEANプラス6でインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えて、米国が接近しやすい構図を画策しました。そのようなことは五年を超える強力な小泉自民党政権によってこそで

きたのですが、民主党政権になって外交の軸足に不安を抱いたアメリカは、一気に米国主導の新たな枠組みを推進することにしたのです。それがサントリーホールでの演説です。他方で、今回日本がTPP協定参加への協議入りを表明したこと、中国は、従来はASEANプラス3にこだわっていたのですが、もはや無理と察知し、電光石火の勢いでASEANプラス6の方を推し進めようとしているのです。

つまり、今太平洋は、アメリカと中国の激しい戦略的思考が首脳外交のほぼ笑みをまもって行き交う海となっているのです。その背後には、アメリカの中東関与からの出口戦略や欧州の通貨危機などがあり、太平洋社会にこそ二十一世紀の成長があるという思いがハワイ生まれのオバマ大統領にあるのです。まさに今、轟音を立てて歴史を動かす機関車が大西洋社会から太平洋社会へと移動しています。

その勢いを総理は国民に訴えてきましたか。野田総理は米国主導のTPPを選択したのです。TPPを選択しつつ、ASEANプラス6も重視するという優先順位を明らかにしたのです。そう国民に伝えていますか。両方横目に見ながらやるという、十八日、総理がバリで記者団に語った言葉は、優先順位が不明瞭、かつ、日本が主役としてかわる姿勢も欠落していて不適切であります。両方横目でのこの言葉を取り消し、自分は米国主導のTPPを選択したが、ASEANプラス6も小泉政権時代からの日本の主導のものだから重視すると国民に伝えるべきです。総理は、身を粉にして、火の玉となって国民に自らの選択を伝えられますか。それができない総理の下では、国民は

その重い決断に向かい合いにくいのです。曖昧にして、なし崩し的に、何となくTPP、それではピンチをチャンスにはできないのです。さて、今後の時間軸について尋ねます。

カレンダーを脳裏に描くことは戦略的対応の出発点です。最速でTPP協定の条約発効は二〇一四年一月一日と推測しますが、総理の計算をお聞かせください。

発効から原則十年以内の関税の撤廃が言われていますけれども、来年、日本の交渉参加が認められ、最速で二〇一二年中に交渉が妥結する場合、二〇一三年の常会で条約批准審議となりますね。条約には発効要件国が明記されるでしょうから、その国々の批准手続が二〇一三年中に進む場合は、条約は一般に一月一日発効の場合が多いので、二〇一四年一月一日発効というのが最速ではないですか。それに向けてTPP対応予算を編成していますか。鹿野大臣は、ピンチはチャンスにと攻めの政策を用意しているのですか。野田内閣にいながら、TPPはないふりを続けるということでは対応が遅れるばかりです。

さて、総理が決めた以上、官邸にTPP司令塔が必要ですが、経済財政諮問会議を使うべきです。

故橋本総理の橋本行草にて官邸直属の会議体を法律で設置しました。私は、行革会議の委員の、起案の一人です。野田総理は、法律上は議長という自己認識を持っていますか。

なぜ総理は、法律にない国家戦略会議などをつくり、経済財政諮問会議を開かないのですか。内閣は、法律に基づき国を運営するものです。官僚は、法律に基づき仕事をします。法律の根

拠のないところに幾ら横断的に役人を集めても、お話クラブであり、各省、各団体の利害相克の調整はできないのです。最初から内閣として調整を投げ出していると思えないのです。

さて、私はかねてから常設定例方式の国家安全保障会議、NSCの創設を提案し、総理は財務大臣時代には前向きな立派な答弁をされました。野田先生は総理になったのに、なぜこれを設置できないのですか。設置すれば、経済問題と安全保障問題の双方につき、総理直下の法律に基づく常設の両輪が完成します。

そもそも、民主党の国家戦略会議の設計はおかしい。国家戦略と言いつつ安全保障は扱わず、また、外務大臣はメンバーだが防衛大臣は含まれない。一川防衛大臣の、宮中晩さん会より政治資金パーティーという不見識はありますが、誰が大臣かは別として、外務が入って防衛は外という設計は理論的におかしいのです。防衛大臣を国家戦略会議の正規のメンバーとして加えるつもりはありますか。なければ、理由を教えてください。

さて、APEC首脳会議への過程で実務者会合が数回開かれ、九月の会合ではアメリカのクリントン国務長官が、APEC政治と経済サミット・ハイレベル政策対話という会合を議長として開催しました。多くの国は女性閣僚を出席させましたが、なぜ例えば男女共同参画大臣等に参加させなかったのですか。女性民間人はいましたが、選挙を経て国民を代表する女性閣僚や女性議員をなぜこの種の場面で民主党政権は生かさないのですか。国会や野党のせいにはせずに、自ら調整すべきでした。

APEC首脳会議ホノルル宣言には、女性と経済に関するサンフランシスコ宣言を歓迎し、実施をモニターすることを誓うという強い文言が入っていますね。民主党政権では、安全運転で目立たずにと国内向きの計算が先行し、世界が新たな歴史を刻むとき、日本の女性政治家の姿はその舞台にはないんです。初代専任の男女共同参画大臣として、私は民主党の古さを感じます。もう一回言います。初代専任の男女共同参画大臣として、私は民主党の古さを感じます。

最後に、外務大臣に沖縄のことを確認します。TPPで日米関係が深まるときに、沖縄の負担軽減のための改善可能なことは改善すべきと考えます。私は、例えば米兵の事件、事故、飲酒運転につき、一九五六年三月二十八日の日米合同委員会合意の改定を求めています。その進捗状況をお知らせください。行政協定第十七条第三項(a)(ii)のことです。その公務の規定から一定の文言削除の改定で、飲酒運転したときは公務たる性格を失うものとするの例外事項はなくなり、裁判権を行使する第一次の権利が日本側にならない場合はないのです。米側がその権利を主張しなかったこととは別に、改定を行うべきです。総理は、玄葉大臣のこの取組を支えるつもりですか。

さて、大局的なことから細部のことまで指摘しましたけれども、民主主義では国民に説明する首脳語彙が大切なんですが、その貧困が今問われています。オバマ大統領は十七日、オーストラリア議会でこう述べています。自由のない繁栄は形を変えた貧困でしかない。私は野田総理に、こう伝えたいと思います。国民への説明のない政策決定は民主主義における新たな形の貧困であると。私は、国民の切なさや怒りを総理にお伝えし

済に関するサンフランシスコ宣言を歓迎し、実施をモニターすることを誓うという強い文言が入っていますね。民主党政権では、安全運転で目立たずにと国内向きの計算が先行し、世界が新たな歴史を刻むとき、日本の女性政治家の姿はその舞台にはないんです。初代専任の男女共同参画大臣として、私は民主党の古さを感じます。もう一回言います。初代専任の男女共同参画大臣として、私は民主党の古さを感じます。

て、この質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 猪口議員の御質問に順次お答えをまいります。

まず最初に、交渉参加に向けた協議の開始に関する鹿野大臣の発言についての御質問をいただきました。

TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る点に立ってTPPについての結論を得ていくこととしており、予断を持たないこととさせていただきます。このため、私の交渉参加に向けて関係国との協議に入るといふ発言と、鹿野大臣の交渉参加を前提としていないとの発言は矛盾してはいないと考えております。

TPPについての閣僚間での議論に関する御質問をいただきました。

本年九月の野田内閣発足以降について申し上げますと、十月十一日にFTAAP・EPAのための閣僚会議を開催したほか、十月二十八日に第一回の国家戦略会議、十一月十日に包括的経済連携に関する閣僚委員会を開催し、TPPを含む経済連携等について議論をしたところでございます。

昨年十一月九日の包括的経済連携に関する基本方針の閣議決定以降について申し上げますと、FTAAP・EPAのための閣僚会合は合計六回、包括的経済連携に関する閣僚委員会を合計二回開催し、TPPを含む経済連携等について議論を行ってきたところであります。このほか、副大臣級のFTAAP・EPAのための閣僚会合幹事会を合計十二回開催をまいりました。

正式な会議としては以上のとおりでございます

けれども、会議以外の形でも、必要に応じて私と関係閣僚との間の意見交換や議論は随時行っているところであります。

以上のように、これまで閣内においても議論も重ねてきているということは是非御理解をいただきたいと思っております。

続いて、米国のTPP交渉参加に関する御質問をいただきました。

米国は、二〇〇八年九月、いわゆるP4協定を締結していたシンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリの四か国とのFTA交渉入りの意向を明らかにいたしました。また米国は、二〇〇九年一月の政権交代を経て、同年十一月、オバマ大統領が御指摘の東京における演説で改めてTPPへの関与を表明をいたしました。その後、二〇一〇年三月、いわゆるP4諸国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた八か国で交渉が開始されたものであります。

御指摘の演説については、オバマ大統領が、大統領としての最初のアジア歴訪における最初の訪問地である東京において、オバマ政権のアジア大洋州に係る全般的な外交政策を述べたものであり、TPPについてもその中で言及されたものと承知をしております。

TPPとASEANプラス6との関係及び国民の皆様への説明についての御質問をいただきました。

世界の成長エンジンであるアジア太平洋地域の成長力を高いレベルの経済連携を通じて取り込むことの重要性を私は繰り返し訴えてきたところであります。また、APCEC首脳会議においても、世界成長の牽引役であるアジア太平洋地域の確かな可能性を各エコノミーの首脳と確認をしようとしたことができました。

このような基本的な考え方に立って、私はこれまで、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて様々な道がある旨を強調してまいりました。TPPについては、先般、関係国との協議に入ることを表明をいたしました。一方で、今般のASEAN関連首脳会議では、TPPだけではなくて、ASEANプラス3、ASEANプラス6をベースにした経済連携の枠組みづくりにも我が国が先頭に立つて貢献することを主張し、多くの国から賛同を得た次第であります。これらについては、まさにASEAN関連首脳会議に参加した後に行った内外記者会見でも述べており、国民の皆様にお伝えをしたところであります。

続いて、TPP交渉のスケジュールについての御質問をいただきました。

今後のTPP協定交渉のスケジュールについては、現時点で交渉に参加していない我が国としては、具体的に申し上げることは困難であります。その上で申し上げますと、先般のAPCEC首脳会議の際に行われたTPP協定参加国首脳会議の際に発出された首脳声明では、この協定をできるだけ早く妥結できるよう必要なりソースを投入することを約束したとしつつ、二〇一二年における追加的な交渉会合の日程を調整するため、十二月下旬に会合を開くことを指示したともされております。また、その際、オバマ大統領からは、野心的な目標ではあるが、来年中にTPP協定を完成させることを指示したと述べたと承知をしております。なお、これらに加えて、先述の首脳表明では、各国により様々な異なるセンシティブな問題

の交渉が残されているともされております。

いずれにせよ、関係国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国民的な視点に立ってTPPについての結論を得ていくこととしたいと考えております。

次に、農業政策についてのお尋ねでございます。

我が国の農業は、所得の減少、担い手不足、そして高齢化といった厳しい状況に直面をしており、TPP交渉参加の判断いかにかわらず、その再生は待ったなしの課題でございます。

こうした認識の下、農業が二十一世紀の成長産業となるよう、また、次世代を担う農業者が安心して取り組めるよう、新しい農林水産行政の骨格としてさきに策定した我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に基づき、競争力・体質強化、地域振興を五年間で集中展開をしてまいります。具体的には、事業内容をしっかりと検討し、必要な予算額を確保するという考えの下で、今後の予算を始め、基本方針・行動計画に対応した施策をスピード感を持って具体化し、政府全体の責任を持って着実に実行してまいります。

国家戦略会議を開催し、経済財政諮問会議を開催していないことに対する御質問をいただきました。

経済財政諮問会議については、猪口議員が生みの母であるということはよく承知をしております。経済財政政策に関する重要事項などについて企画立案などの在り方を見直す観点から開催しないこととしておりますが、国家戦略会議につき

ましては、私のリーダーシップの下で、重要政策を統括する司令塔並びに政策推進の原動力としての機能をしっかりと発揮させてまいりたいと考えております。

なお、TPPに関する検討につきましては、FTA・AP・EPAのための閣僚会合などにおいて政府内でも検討を重ねてきており、これは先ほども御説明をいたしましたけれども、内閣として調整を投げ出しているとの指摘は当たらないと考えております。

続いて、国家安全保障会議の設置についての御質問をいただきました。

官邸が国家安全保障の司令塔として適切に機能することは重要であります。政府では、防衛大綱を踏まえ、官房長官を長とする国家安全保障に関する内閣機能強化のための検討チーム会合を開催をし、検討を進めているところでありますが、設置根拠や開催要領など猪口議員の御指摘の点も含めて、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、防衛大臣を国家戦略会議のメンバーとしないのかについてという御質問をいただきました。

国家戦略会議は、税財政の骨格や経済運営の基本方針などの国家の内外にわたる重要な政策を統括する司令塔並びに政策推進の原動力として、重要基本方針の取りまとめなどを行うことを目的としており、こうした観点から構成員を選定したところであります。また、個別課題について議論をする際には、関係する閣僚にも臨時議員として参加をしていただくことになっております。

続いて、APECでの女性と経済についての議

論に関する御質問をいただきました。

九月十六日にサンフランシスコで開催されたAPEC女性と経済に関するハイレベル政策対話は、女性の経済力を強化することにより域内の経済成長を促進する目的で開催されました。

本件会合に先立ち、議長クリントン米国務長官から当時の松本外務大臣に対して、外務大臣及び国際経済、貿易、中小企業問題を担当する閣僚の出席の招請がありました。

政府からは、本件招請を含む諸般の事情を総合的に勘案をし、男女共同参画及び金融を担当する中塚内閣府副大臣と中野外務大臣政務官が、女性と経済の分野で活躍されている女性の方々とともに出席をしたということでありました。

本件会合には、日本のほかに豪州などのように女性の閣僚級が出席しなかったエコノミーもありましたが、こうした会議に男性と女性の双方が参加し議論することは大いに意義があるものと考えています。

本件会合の成果として、女性による資本・市場へのアクセス、女性の能力構築、女性のリーダーシップの各分野で具体的な取組をまとめたサンフランシスコ宣言が採択されました。

先般、ホノルルで採択したAPEC首脳宣言でも、我々は、女性と経済に関するサンフランシスコ宣言を歓迎し、また、その履行をモニターすることを約束するとの文言が盛り込まれたところでございます。

政府としては、本宣言も踏まえ、女性の経済活動への参画が進むよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、飲酒運転を日米地位協定上の公務として

扱う余地のある古い合意の見直しについてのお尋ねがございました。

この合意は至急見直すべきと考えており、私自身も、できるだけ早期の見直しに向け、日米間の協議を加速するよう改めて担当者に指示したところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣鹿野道彦君登壇、拍手)

○国務大臣(鹿野道彦君) 猪口議員からは、農業政策についてのお尋ねでございますが、我が国の農業につきましては、たゞいま総理からの御答弁のとおり、非常に厳しい状況に置かれておるわけでありました。

そういう意味で、TPPに交渉参加するかどうかといういかにかわらず、農業の再生は待たなしの課題であるということでございます。そのことを踏まえて、さきに作成いたしました我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を今後五年間で集中展開してまいりたいと思っております。具体的には、この基本方針に基づきまして、今後の予算を始め、戸別所得補償制度の適切な推進、農地集積の加速化、青年新規就農の増大、六次産業化の推進、再生可能エネルギーの供給促進などを着実に実行してまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣玄葉光一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(玄葉光一郎君) 公の催しでの飲酒した上での自動車運転による通勤が公務として取り扱われる余地を残した古い日米合同委員会の合意についてお尋ねがありました。

これは、先ほど総理からも御答弁がございましたが、

たが、私も至急見直すべきだというふうと考えております。

猪口先生からは、委員会などでも、この種の取組はあなたが非常に重要視をして取り組むべき分野であるという指摘を受けておりますが、私も全くそのとおりだというふうに思っておりますので、この問題について強い決意を持って臨んでいるということを申し上げたいと思います。

以上です。(拍手)

○議長(平田健二君) 石川博崇君。

(石川博崇君登壇、拍手)

○石川博崇君 公明党の石川博崇でございます。

私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました野田総理のAPEC首脳会議及びASEAN関連首脳会議出席報告に関して、主にTPP参加をめぐる問題について質問をさせていただきます。

民主党政権が発足して二年余りが過ぎますが、この二年間というものの、特に外交面では余りにお粗末な失政が続いており、この政権が我が国の国益、主権を著しくおとしめていることは衆目の一致するところではないでしょうか。

普天間基地問題をめぐる迷走、昨年の尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件に対する弱腰な対応、北方領土や竹島に対するロシア、韓国による一方的挑発行為の拡大など、現状は極めて深刻であり、民主党政権が招いた外交上の失態、そして責任は極めて重いと断ぜざるを得ません。

こうした状況を踏まえ、もはやこの政権に外交を任せておくことはできないという国民心理は広く浸透しており、今般のTPPをめぐる国内の混

乱も、こうした政権への不信感により、一層混乱を深くしていると言えます。

猛省を促したいと思いますが、野田総理は、これまでの民主党政権の外交についてどう総括されておられるのか、反省の念がおりか、確認させていた、だいたいと思います。

TPPに関し、昨年の十一月に政府は包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、その中で、情報収集と国内環境整備を早急に進めながら関係国との協議を開始するとしていたはずですが、

しかし、情報収集については、多くの国民がTPPに関する政府からの情報提供、説明が不十分だと感じています。また、国内の環境整備については、最大の懸案である農業について、基本方針・行動計画の策定工程に大幅な見直しを余儀なくされており、昨年の基本方針は既に実現不可能な絵にかいたもちとなつていてはありませんか。

うがつた見方をすれば、昨年の基本方針に書かれていた情報収集、国内の環境整備を進めるといふのは、実は慎重な対応を求める国民の不安の声をかき消すためのレトリックであり、二年前のマニフェストでも見られた、もはや民主党お得意のお家芸、やるやる詐欺と同じだとの批判を免れません。

この一年間、政府として取り組んできた情報収集、国内環境整備が果たして十分なものであったとお考えか、総理の認識を伺います。

野田総理は、TPPについて国民の理解と信頼を得ようとどれだけ努力されてこられたか、甚だ疑問です。議論をリードすることも国内意見集約に指導力を発揮されることもなく、最後の最後まで

で決断を遅らせ、最終盤では更に一日意思表明を遅らせ、衆参予算委員会集中審議での議論を避け、国民に説明する最後のチャンスを自ら放棄されました。まさに国会軽視であり、国民への説明責任を果たさうとしない姿勢と受け止められております。

総理、外交を進める最低限の条件は国民による信頼です。野田総理には国民の信頼を勝ち得ようとする努力が不十分ではないかと考えますが、総理の所感を求めます。

今回、野田総理は、交渉参加に向け、関係国との協議を開始するという非常に曖昧な表現で我が国の立場を表明されました。しかし、例えば米国は九十日前までに議会への通知を必要とするなど、TPP参加九か国の国内手続が必要ですが、こうした我が国の参加に向けた協議を終了すれば、もはや交渉参加しないという選択肢はなくなるのではないですか。言葉じりのごまかしで国内の慎重な意見を一時的にしのごうとしているのであれば、これこそ国民への背信行為です。

今回の総理の立場、交渉参加に向けた協議開始は、交渉参加と具体的にどう違うのか、今後、交渉に参加しないという選択肢が残されているのか、明快な説明を総理に求めます。

また同時に、外交交渉の現場では、交渉参加に向けた協議開始といった曖昧な指示では迫力ある交渉は行えず、相手国に足下を見られ、必要な情報も得られず、我が国の主張も押し込めない、交渉の立場を弱くしているではありませんか。

TPPでは、我が国が最も懸念する物品市場アクセス、すなわち、米など九百四十品目について関税撤廃が求められる可能性があるだけでなく、

輸入食品の検疫上の安心、安全の確保、遺伝子組換え作物等の表示問題、政府調達基準額の引下げなど、我が国として懸念される分野も多く、もし仮に交渉参加するのであれば、一歩も引かない断固たる立場で交渉に臨まなければなりません。

しかしながら、今回の総理の曖昧な立場表明は、実際には交渉現場の立場を弱くし、守るべきものも守れなくなる、信念なき国内慎重派への配慮からの一時しのぎであつて、国益不任ではありませんか。総理の所感を求めます。

日米首脳会談終了後の対外発表ぶりに両国間でそごが生じましたが、我が国の外交そして安全保障上の基軸である日米同盟の信用をも傷つける、看過できない大失態と言わざるを得ません。民間企業間の交渉でも、重要かつ機微な交渉であれば、交渉後にどのような発表ぶりとするかあらかじめ合意しておくことは、交渉事の基本中の基本ではないでしょうか。ましてや、安全保障上も密接な関係を有する日米間です。

今回の日米首脳会談において、対外発表ぶりの調整を行ったのか行わなかったのか、外務大臣の明快な答弁を求めます。もし調整していないとすれば、外交実務を担当する上での重大な瑕疵であり、その責任は重いと考えます。

首脳会談終了後の米側の発表では、野田総理は、全ての品目を自由化交渉の対象とすると述べたとされ、日本側は、会談では発言していないとして米側に抗議し、訂正を求めたとのことですが、

米側の発表内容には、センシティブ品目に配慮を行うという我が国基本方針の前段が含まれておらず、今後の交渉における我が国の立場を不利にしていることは明らかです。

お伺いしたいのは、一体誰がどのレベルで抗議し、訂正を求め、また、米側から訂正を拒否された後、誰の判断でこれ以上抗議しないと決断、指示したのでしょうか。総理は直接関与されたのでしょうか。常日ごろからTPP交渉に関し、守るべきは守ると口ではおっしゃっておられますが、本気度が疑われております。総理御自身がオバマ大統領に直談判しても訂正を求めるべきとは考えなかつたのでしょうか、明快な答弁を求めます。

仮に今後TPP交渉参加に至つた場合、交渉の中で我が国の国益は守られるのか、民主党政権にその交渉能力はあるのか、国民は非常に不安を感じております。交渉に実際に当たる人員と体制の強化が不可欠ですが、今後の日本全体の行く末を左右しかねない極めて重要な交渉の入口に立つ野田政権に、真剣さは見受けられません。各交渉相手国からの情報収集体制を一段と強化するとともに、省庁横断で幅広い人材を集め、国民の意見も随時取り入れつつ、農業や医療関係者などの民間の知恵も交渉に積極的に活用する体制づくりを断行すべきと考えますが、総理の御所見を伺います。

また、TPPが我が国の雇用に与える影響への懸念が大変大きいものがあります。TPP参加により、海外からの労働力がより増大し、日本人労働者の雇用条件を一層厳しくするのではないかと、先週末、十月一日現在の大学生の就職内定率が過去二番目に低い五九・九％と発表されましたが、これには大企業中心に留学生など外国人採用枠が増えたことも影響したと言われております。政府は、TPP参加によってメリット

を受ける輸出産業が雇用を増大せると安易に考えているようですが、危機意識が低いものではありませんか。TPPによって悪影響を受けるおそれのある産業への雇用政策、外国人労働者の流入に伴う邦人雇用の維持について政府はどのように取り組むお考えか、答弁を求めます。

以上、我が国のTPP交渉参加に向けた対応につき質問をさせていただきましたが、総じて、今の野田内閣、民主党政権の対応は極めて中途半端であり、国民への十分な説明もなく、現段階での交渉参加表明は拙速であると言わざるを得ません。一体どのように我が国の国益を守り、食料自給率の向上や国内農業・農村の振興と両立させるのか、また、どうアジア太平洋地域の二十一世紀型の貿易投資のルールメイキングに参画し、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想実現に結び付けるのか、一昨日までのASEAN関連首脳会議を通じて、その具体的戦略も道筋も示されてはおりません。

確固たる信念も具体的戦略もない、そして何よりも国民の信任を得ていない野田民主党内閣に、日本の未来を方向付ける外交交渉を任せるわけにはいきません。このことを厳しく指摘して、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣野田佳彦君 公明党の石川議員の御質問に順次お答えをしたいというふうに思っています。

まず、これまでの民主党政権の外交についてのお尋ねがございました。
世界の情勢が大きく変化する中で、政権交代以

降、日米同盟の深化や近隣諸国との関係強化など、様々な外交上の課題に真剣に取り組んでまいりました。その過程では、個々の問題の複雑さゆえに、全てが順調に進んだわけではございません。例えば、普天間飛行場の移設問題では沖縄の皆様大変な御迷惑をお掛けし、深くおわびしなければいけないと認識をしています。

私としては、猛省をという御指摘がございましたけれども、反省すべき点は反省をしつつ、これまで得られた外交上の成果を活用しながら、様々な課題に一つ一つ着実に取り組んでいく所存でございます。

TPPについても、交渉参加に向けて関係各国との協議に入ることで、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立つて結論を得ていきたいと考えています。

続いて、包括的経済連携に関する基本方針に基づく政府の取組についてのお尋ねがございました。

TPPについては、これまで、昨年十一月に閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針に基づき、随時関係国から情報収集し、その情報の提供に努めてきたところでございますが、御指摘のように、国民の皆様に対する説明や情報提供が不足しているという点は、これは重く受け止めなければいけないと考えております。今後、各国との協議を通じて得られる情報は少なくないと考えており、こうして得られた情報を含め、政府を挙げて国民の皆様が一層の説明や情報提供にしっかりと努めていく考えであります。

一月から開催されている食と農林漁業の再生実現会議において議論が進められ、本年十月二十五日に我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を政府決定したところであり、今後、これを具体化、着実に実行してまいりたいと考えております。

TPPへの国民理解についての御質問をいただきました。

先ほどもこれは申し上げたとおり、国民の皆様に対する説明や情報提供が不足しているという指摘は重く受け止めなければいけないと思います。

そして、これも先ほど申し上げたとおり、各国との協議を通じて得られる情報はこれから増えていくというふうに思います。こうした情報をしっかりと、国内への影響なども含めて国民の皆様、メディアにも含めてどういふことがあるのか、私のリーダーシップの下で政府を挙げて一層の説明や情報提供にしっかりと努めていく考えであります。

TPP協定交渉参加に向けた協議についての御質問をいただきました。

交渉に参加するとは、現在TPP協定交渉中の九か国との協議を経て交渉に加わることであります。他方、交渉参加に向けて関係国との協議を開始するとは、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努めて、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立つてTPPについての結論を得ていくためのプロセスを開始するということでもあります。

なお、この交渉参加に向けた協議においては、国益を最大限追求する観点から臨んでまいりたいと考えております。

交渉参加に向けた協議の開始についての御質問をいただきました。

TPPについては交渉参加に向けて関係国との協議を開始するところであり、更なる情報収集に努めて、先ほど申し上げたとおり、更なる情報収集に努めて、あくまで国益の視点に立つてTPPについての結論を得ることとしています。TPP交渉参加に向けた協議に際して、守るべきは守り、勝ち取るものは勝ち取るべく、国益を最大限実現するために全力を尽くす決意であります。

日米首脳会談後の米側発表に関する御質問をいただきました。

アメリカ側の発表資料については、発表直後、外務省事務方からホワイトハウス関係者に説明、訂正を求めましたが、今次首脳会談での私の発言そのものを引用しているわけではないことが確認されましたので、我が国としてもその旨をAP E Cを取材するマスコミに公表し、既に内外で繰り返し報じられています。それを踏まえて、私としても改めて訂正まで求める必要はないと判断をした次第であります。

TPPについての体制づくりについての御質問をいただきました。

TPP交渉参加に向けた関係国との協議を進めるに際しては国益に合致するよう全力を尽くして臨む決意であり、今後の体制についても、私のリーダーシップの下、政府一体で取り組んでまいります。

具体的には、現在政府部内で検討中であり、けれども、省庁横断で取り組めるような体制を検討していく考えであり、前例にとらわれることなく人材を結集し、外交、情報提供、国内調整、国

内対策などをしっかりとやっていくための強力な体制を整備してまいりたいと考えております。TPP参加による雇用の影響について、そして対策についての御質問をいただきました。

内閣官房が行った試算では、TPP協定交渉九か国と我が国が物品貿易について一〇〇％関税撤廃した場合、結果として日本の実質GDPが二・七兆円増加するとの結果が得られていますが、一般にGDP増加に伴う雇用への波及は期待されるものと考えています。

今後、交渉参加に向けた協議の中で、交渉参加国の方針などの情報を得ながら必要な対応を取っていきたいと考えています。

また、産業によっては雇用調整が発生する可能性もあると考えておりますが、雇用情勢を的確に把握し、離職者が生じた場合に円滑な労働移動が行われるよう、就労支援や職業訓練などを行うことにより対応してまいりたいと考えております。

なお、TPP協定交渉でも、いわゆる単純労働者は議論の対象になっておらず、外国人労働者の流入により我が国の雇用情勢に大きな影響が生じる事態になるとは考えておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣玄葉光一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(玄葉光一郎君) 石川議員から、日米首脳会談後の発表ぶりについてのお尋ねがありました。

当該米側発表につきましては、発表直後、事実関係と異なる旨を指摘の上、外務省片上大使からホワイトハウスの担当者に説明、訂正を求めたところであります。今次首脳会談での総理の発言そ

のものを引用しているわけではないということ、また、日本側がこれまでに表明した基本方針を踏まえ、米側において解釈したものであることについて確認をされたところであります。

そして、このことにつきましては、たゞいまもありません。十四日の記者会見においてホワイトハウスの副報道官が野田総理及びその他の日本政府関係者による公の場での発言に基づいているというふうに発言するなど、まさに既に内外に公表されているところでございます。御指摘のような日米同盟の信用の問題というふうには考えておりません。

○議長(平田健二君) 中西健治君。

〔中西健治君登壇、拍手〕

○中西健治君 中西健治です。

本日は、みんなの党を代表して質問させていただきます。

みんなの党は、経済規模でも国際社会における存在感においても縮小が続いている日本の現状を変えていかねばならない、縮小均衡ではなくて成長によって我が国の再興を図ることを目指しており、その観点からTPPへの参加には明確に賛成の立場です。

もちろん、交渉の結果、国益に大きく反するような事項があれば、それは国会で審議をした上で承認をしないこともあり得るわけで、是非そうならないよう、政府は徹底的に国益を主張し、交渉をまとめ上げる大きな責務を負っていることを併せて申し上げておきます。みんなの党は、決して現政権に白紙委任を行っているわけではありません

ん。

現に、これまでの政府の対応を見ると、この政権に国民の不安を払拭するに足る十分な備えや説明ができるのか、我が国の国益を守る交渉ができるのか、疑問を呈ざるを得ません。

公的医療制度に関するこれまでの政府答弁は、医薬品が公的医療の重要な一部を成していることを考えれば不十分であり、また、ISD条項をめぐる予算委員会の審議では、この問題に対する総理を始め閣僚の知識の欠如と認識の薄さを露呈しました。

協議入りの表明も、党内の手続を理由に、当日に国会での集中審議が丸一日あったにもかかわらず、総理は国会の場では意思表明と説明を行わず、僅か数時間後に記者会見を行い、ホノルルに旅立っていったしまったのは、まさに国会軽視と言わざるを得ません。

ホノルルでの日米首脳会談の後に、ホワイトハウスのホームページに日本側の理解と異なることが書かれているにもかかわらず、取消しを強硬に求めない弱腰外交では、今後の交渉に大いなる不安を抱かせます。さらには、交渉参加に向けて関係国との協議に入るといふ玉虫色の表現により、様々な解釈を呼び、混乱が生じています。

国民に不安を起しているこれまでのプロセスにつき、適切であったと考えているのか、反省すべき点があると考えているのか、まず総理の率直な見解を伺います。これが一番目の質問です。

アメリカ通商代表部のホームページでは、同時にTPP交渉参加の意思を表明したカナダやメキシコはジョイン・ザ・TPP・トークス、つまり交渉参加とはつきりと言っている一方、我が国

はビギン・コンサルテーションズ・ツウオーズ・ジョイニング・ザ・TPP・ネゴシエーションズ、つまり交渉参加に向けた協議開始とそのまま英訳されており、英文で確認しても明らかに段階が異なっております。

総理は、関係国との協議があたかも交渉参加に当たつての必要なプロセスであるかのごとく説明をしておりますが、では、なぜ日本と同じ状況にあつたカナダやメキシコはそのようなプロセスを経ず交渉参加の表明ができたのでしょうか。逆に言えば、なぜ我が国だけがこうしたプロセスを経る必要があつたのかについて、二番目の質問としてお聞きいたします。

現時点では、交渉参加への判断は先送りされていることになっていますが、カナダやメキシコのように、関係国が交渉参加に同意する以前から交渉参加の意思を主體的に表明できるわけであり、我が国はいつ、どのように参加の是非の判断を行い、カナダやメキシコのような交渉参加の表明をするつもりなのか、お答えください。これが三番目の質問です。

次に、交渉に当たる政府の体制についてお尋ねします。

予算委員会で総理は、総理の下で誰が総括として論点を整理しながら交渉を行っていくのかとの問いに対して、司令塔は特に設けない考えを表明されましたが、考えが甘いのではないのでしょうか。いろいろな交渉が同時並行的に重層的に行われることを想定すると、閣僚の中から一人司令塔を指名して、責任を持って交渉に当たらせるべきではないでしょうか。

私は、これまで何回も、民主党政権ではマクロ

経済政策において司令塔が不在であることを不安視していると申し上げてまいりました。今回は大変重要な交渉です。四番目の質問として、再度、総理の考えを伺います。

政府の体制に關してもう一つ伺います。

外務省、経産省、農水省の縦割りをそのままにして二十四もの分野で交渉を行うということでは、守るところは守り、攻めるところは攻めると幾ら口で言ったところで、結局は攻められつ放しになってしまふのではないでしょうか。今後、ASEANプラス6や各国とのFTAを含めて自由貿易を推進していくに当たって、経済協力協定や自由貿易協定の締結交渉を管轄する、各省庁をまたいだ、しかも設置法によって設立され、法的権限を有した専門の部局を設置すべきではないでしょうか。

民主党政権は、これまで法律に基づかない会議体やプロジェクトチームを多数立ち上げてきました。省庁横断的な交渉チームをつくるという話が出始めているようですが、これもまた法律に基づかないものと考えているのではないのでしょうか。法的権限がなければ、省庁間の利害調整を行い、対外交渉をリードしていく組織としては甚だ心もとないのではないのでしょうか。法律に基づいた交渉専門組織の設置の必要性について、総理の見解をお伺いします。これが五番目の質問です。

自由貿易によって国が富むためには、短期的にどの商品の輸出や輸入がどうなるかといったことではなく、中長期的に貿易に合わせて国内の産業構造の転換を進めていかなければなりません。しかし、これまでの民主党政権の農業政策や労働政策を見ていると、現状を変えようという意欲も覚悟も全く感じられません。問題が発生してから対

策を考えるという後手に回った対応ではなく、前もって変化への覚悟と備えをしつかりとしておくことが重要と考えます。

そこで、規制緩和について伺います。

産業構造転換促進のためには、農業や医療、介護といった様々な分野における参入障壁の撤廃を始めたという新たな局面を迎え、規制緩和の推進はまさに国家戦略そのものを左右する重要案件となっており、政府が覚悟を持ってスピード感ある検討を加えていくべきだと考えますが、現在の行政刷新会議のスピード感では到底心もとありません。総理の規制緩和に対する考え方、重要性及びそれに對する覚悟について伺います。これが六番目の質問です。

次に、農業政策について伺います。

食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画では、農地規模拡大の具体策として唯一期限が定められているのが農業経営者を客観的に評価する指標の策定だけであり、しかも、これを二年も掛けて行うという何ともあきれるほどのんびりとした内容となっています。また、農水省の来年度概算要求でも、僅か三百四十億円足らずの予算が計上されているだけです。

総理は、五年間政府を挙げて着実に取り組んでいきたいと答弁されていますが、着実に取り組んでいくということではなく、国民の不安を和らげるためにも、来年度の本予算から重点的な予算配分を行い、スタートダッシュを切っていくという強い覚悟があるかについて、七番目の質問として伺います。

予算委員会での農水大臣の発言を聞いていますと、規模加算や協力金など、現在の農家戸別所得

補償への上乗せオンパレードです。一律の支払を維持しながら単に加算するだけでは、財政が悪化するばかりか、肝心な農地の集積も今のペースを大きく上回るようになるとは期待できません。ばらまき続けるだけでは、真の自立を促す変革の力など生まれてこないのではないのでしょうか。

農家戸別所得補償については、専業農家に限定する等、大幅な見直しが必要となると思います。また、総理はどのように考えているか、伺います。また、見直しを行う場合は痛みを和らげるための備えも必要と考えますが、具体的にどういう施策を考えているのかも併せてお答えください。これが八番目の質問です。

最後に、セーフティネットについて伺います。TPPに参加すれば、当然、産業によっては雇用調整が発生し、一時的には大きな痛みが伴いますので、それに対する備え、すなわち、セーフティネットの拡充が極めて重要であると考えます。厚生労働大臣に、TPP参加後、どれぐらいの期間にどの程度の雇用調整が発生するのかを尋ねたところ、交渉に参加していないのでまだ分からないと、現時点で全く試算を行っていないとの答弁でした。こんなことでいいのでしょうか。後手に回らないように、前もってしっかりと分析、検討を行っておかなければ、適切な対策など取れるはずもないのではないのでしょうか。

この問題に関する総理の方針と今後の具体的なプロセスについて伺います。これが最後、九番目の質問です。

回答に当たっては、それぞれの質問に対する答弁をまとめて答えることなく、何番目への答弁な

のか明示した上で御答弁いただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣野田佳彦君 中西議員から九問御質問をいただきました。順次お答えをしてまいります。

まず最初は、TPPに關するこれまでのプロセスについての御質問でございます。

世界に誇る日本の公的医療保険制度については、堅持することを明言をしているところであり、また、ISD条項については、国内の制度と整合的になるよう対応することを説明してきたところであります。

国会との関係においては、予算委員会を始め、集中審議、そして、本日を含む衆参本会議での議論など、国会の場でTPPに関する議論を深めてきたところであります。

また、日米首脳会議における発言については、米国内に對して日本側の立場をしつかりと説明してきているところであります。

他方、国民の皆様に対する説明や情報提供が不足しているという点については、これを重く受け止めており、今後、各国との協議を通じて得られる情報を含めて、政府を挙げて一層の説明や情報提供にしっかりと努めていく考えであります。

第二番目のカナダとメキシコによるTPP交渉への参加表明についてのお尋ねがございました。TPP交渉に参加する九か国との協議を経て、これらの国々の同意を得ることが必要であります。お尋ねのカナダやメキシコはいずれも交渉参加国と協議

を開始する旨を発表したのであり、我が国だけが関係国との協議を経る必要があるとの御指摘は当たりません。

第三番目の交渉参加の判断についての御質問をいただきました。

我が国は、交渉参加に向けて関係国との協議を開始することとしたところでありますが、協議を通じて各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立つてTPPについての結論を適切なタイミングで得ていくこととしています。

なお、先ほど申し上げましたとおり、カナダとメキシコについては、交渉参加について協議に入ることを表明したものであり、基本的に日本と同様の段階にあるものと認識をしています。

第四番目のTPPへの対応体制についての御質問をいただきました。

TPPについての協議を進めるに際しては、国益に合致するよう全力を尽くして臨む決意であり、今後の体制についても私のリーダーシップの下で政府一体で取り組んでまいります。具体的には、現在政府内部で検討中ですが、政府横断で取り組めるような体制を検討していく考えであり、外交交渉、情報提供、国内調整、国内対策などをしっかりとやっていくための強力な体制を整備していきたいと考えております。

第五番目の体制について引き続き御質問がございました。

TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議において、先ほど申し上げたとおり、自分のリーダーシップの下で政府一体となつて、外交や情報提供、国内調整、国内対策などに取り組むような

体制を検討しております。御指摘の法律に基づいた交渉専門組織の設置につきましては、その必要性等については外交二元化等種々の観点から慎重に検討されるべきと考えております。

いずれにせよ、まずは、TPP交渉参加に向けた関係国との協議に私及び関係閣僚がしっかりと関与し、政府一体となつて取り組んでいく所存であります。

第六番目の規制緩和についての御質問でございます。

昨年十一月に閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針に基づき、主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて、規制・制度改革の分野において適切な国内改革を先行的に推進していく所存でございます。

第七番目の農業政策と予算措置に関する御質問についてお答えをいたします。

我が国の農林漁業の再生は、TPP交渉参加の判断いかんにかかわらず、待ったなしの課題であり、さきに決定した我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に基づき、競争力強化、体質強化、地域振興を五年間で集中展開をしてまいります。

具体的には、事業内容をしっかりと検討し、必要な予算額を確保するという考えの下、来年度予算を始め、基本方針・行動計画に対応した施策をスピード感を持って具体化し、政府全体の責任を持つて着実に実行してまいります。

第八番目の戸別所得補償制度の見直しについてのお尋ねがございました。

戸別所得補償制度は、全ての米農家ではなく、国民への食料の安定供給に寄与する販売農家を対象としており、また、本年度からは、意欲ある農

業者の規模拡大を加速化するため、規模拡大加算を新たに導入したところであります。このような制度の適切な推進と相まって、集落内の徹底した話し合いなどにより、農地利用の集積、規模拡大が円滑に進むよう誘導していくことが重要と考えております。

なお、戸別所得補償制度の在り方については、政策効果の検証を基に今後検討が行われることになっております。

第九番目のTPP参加による雇用の影響と対策についてのお尋ねがございました。

内閣官房が行った試算では、TPP協定交渉九か国と我が国が物品貿易について一〇〇％関税撤廃した場合、結果として日本の実質GDPが二・七兆円増加するとの結果が得られていますが、一般にGDP増加に伴う雇用への波及は期待されるものと考えています。

なお、交渉参加国の方針など、前提となる情報はまだ分かっておりませんので現段階で分析を行うことは困難ですが、交渉の中で情報を得ながら必要な対応を取っていきたいと考えています。

また、産業によっては雇用調整が発生する可能性もあると考えておりますが、雇用情勢を的確に把握し、離職者が生じた場合には円滑な労働移動が行われるよう、就労支援や職業訓練などを行うことにより対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)
○議長(平田健二君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(平田健二君) 日程第一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案 第七十七回国会本院提出、第七十九回国会衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本法律案は、第七十七回国会において片山さつき君外六名から発議され、本院で修正議決いたしました。衆議院で継続審査となり、今国会において衆議院で修正議決されて本院に送付されたものであります。

その内容は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするものであります。

なお、衆議院においては、機構の業務に関する事項、買取り価格等に関する事項、債権の管理及び処分に関する事項、政策金融機関の協力に関する事項等について修正が行われております。委員会におきましては、修正の経緯とその意

義、債権の買取り価格の基準についての基本的考
え方、産業復興機構等とのすみ分けなど、機構の
業務の在り方等について質疑が行われましたが、
その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みん
なの党を代表して桜内文城委員から本法律案に反
対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数を
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されてお
ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

(投票開始)

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いた
します。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十二

賛成

二百二十一

反対

十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) この際、参議院事務局職員
定員規程の一部改正に関する件についてお諮りい
たします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮
りましたところ、議席に配付いたしました参議院
事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のと
おりとする旨の決定がございました。

(議案は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) 本規程案に御異議ございま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	平田 健二君
副議長	尾辻 秀久君
議員	

竹谷とし子君	石川 博崇君
亀井亜紀子君	横山 信一君
秋野 公造君	山内 徳信君
森田 高君	自見庄三郎君
谷合 正明君	山本 博司君
江崎 孝君	有田 芳生君
西田 実仁君	浜田 昌良君
山本 香苗君	福島みずほ君
大久保潔重君	米長 晴信君

舟山 康江君	長沢 広明君
加藤 修一君	渡辺 孝男君
松野 信夫君	林 久美子君
川上 義博君	室井 邦彦君
広田 一君	魚住裕一郎君
松 あきら君	荒木 清寛君
柳澤 光美君	大石 尚子君
小林 正夫君	今野 東君
中村 哲治君	木庭健太郎君
白浜 一良君	山口那津男君
草川 昭三君	神本美恵子君
谷 博之君	広野ただし君
増子 輝彦君	一川 保夫君
藤原 正司君	はた ともこ君
小西 洋之君	谷 亮子君
安井美沙子君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	小見山幸治君
西村まさみ君	徳永 エリ君
金子 洋一君	平山 誠君
吉川 沙織君	外山 斎君
友近 聡朗君	梅村 聡君
行田 邦子君	金子 恵美君
徳永 久志君	牧山ひろえ君
水戸 将史君	大島九州男君
横峯 良郎君	轟木 利治君
蓮 舫君	藤末 健三君
尾立 源幸君	前川 清成君
川合 孝典君	大久保 勉君
白 眞勲君	那谷屋正義君
佐藤 公治君	シレン マルティン君
櫻井 充君	武内 則男君
川崎 稔君	藤田 幸久君

岩本 司君	鈴木 寛君
高橋 千秋君	柳田 稔君
小川 敏夫君	奥石 東君
羽田雄一郎君	榎葉賀津也君
福山 哲郎君	郡司 彰君
長浜 博行君	小川 勝也君
石橋 通宏君	浜田 和幸君
中西 祐介君	田城 郁君
難波 奨二君	糸数 慶子君
高階恵美子君	平山 幸司君
松浦 大悟君	中谷 智司君
植松恵美子君	風間 直樹君
塚田 一郎君	姫井由美子君
谷岡 郁子君	藤原 良信君
大河原雅子君	相原久美子君
加賀谷 健君	藤谷 光信君
佐藤 正久君	足立 信也君
藤本 祐司君	水岡 俊一君
津田弥太郎君	芝 博一君
主濱 了君	加藤 敏幸君
岡田 直樹君	森 ゆうこ君
松井 孝治君	大塚 耕平君
辻 泰弘君	平野 達男君
池口 修次君	山根 隆治君
大江 康弘君	岡崎トミ子君
直嶋 正行君	北澤 俊美君
前田 武志君	田中 直紀君
江田 五月君	石井 一君
山東 昭子君	中原 八一君
長谷川 岳君	藤川 政人君
若林 健太君	三原じゅん子君
熊谷 大君	大家 敏志君

宇都 隆史君	岩井 茂樹君	水落 敏栄君	川口 順子君	防衛大臣	一川 保夫君	国家基本政策委員	補欠
磯崎 仁彦君	上野 通子君	猪口 邦子君	中西 健治君	国務大臣	藤村 修君	辞任	補欠
西田 昌司君	古川 俊治君	柴田 巧君	井上 哲士君	(内閣官房長官)		松井 孝治君	徳永 エリ君
牧野たかお君	丸川 珠代君	岡田 広君	吉田 博美君	国務大臣	山岡 賢次君	平田 健二君	小川 敏夫君
丸山 和也君	山田 俊男君	加治屋義人君	有村 治子君	(国家公安委員)			
石井みどり君	佐藤 信秋君	愛知 治郎君	寺田 典城君	(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))	自見庄三郎君	予算委員	補欠
磯崎 陽輔君	島尻安伊子君	江口 克彦君	市田 忠義君	国務大臣	古川 元久君	辞任	補欠
義家 弘介君	石井 準一君	橋本 聖子君	林 芳正君	(内閣府特命担当大臣(金融))		櫻井 充君	中村 哲治君
福岡 資麿君	佐藤ゆかり君	松村 龍二君	山本 一太君	国務大臣		安井美沙子君	田中 直紀君
岸 信夫君	北川イッセイ君	金子原二郎君	岸 宏一君	(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))		赤石 清美君	森 まさこ君
小泉 昭男君	末松 信介君	川田 龍平君	小野 次郎君	国務大臣		塚田 一郎君	岩城 光英君
松山 政司君	中川 雅治君		水野 賢一君	当大臣(科学技術政策)		三原じゅん子君	宮沢 洋一君
中村 博彦君	二之湯 智君			(内閣府特命担当大臣(公共、少子化対策、男女共同参画、行政刷新))	蓮 舫君	中西 健治君	上野ひろし君
藤井 基之君	脇 雅史君			国務大臣		福島みずほ君	吉田 忠智君
世耕 弘成君	野上浩太郎君			(内閣府特命担当大臣(新しい公共、少子化対策、男女共同参画、行政刷新))		田中 直紀君	補欠
鶴保 庸介君	山谷えり子君			国務大臣		森 まさこ君	安井美沙子君
関口 昌一君	小坂 憲次君			(内閣府特命担当大臣(防災))	平野 達男君	行政監視委員	赤石 清美君
山崎 正昭君	中曾根弘文君					辞任	補欠
岩城 光英君	衛藤 晟一君			内閣官房副長官	長浜 博行君	榎葉賀津也君	水岡 俊一君
溝手 顕正君	鈴木 政二君			内閣官房副長官		松浦 大悟君	轟木 利治君
伊達 忠一君	渡辺 猛之君					宮沢 洋一君	三原じゅん子君
谷川 秀善君	上野ひろし君					議院運営委員	
中山 恭子君	石井 浩郎君					辞任	補欠
田村 智子君	荒井 広幸君					小川 敏夫君	榎葉賀津也君
赤石 清美君	山下 芳生君					徳永 エリ君	松井 孝治君
松田 公太君	青木 一彦君					轟木 利治君	松浦 大悟君
森 まさこ君	小熊 慎司君					同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
外添 要一君	片山さつき君					政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	
紙 智子君	山本 順三君					辞任	補欠
松下 新平君	片山虎之助君					平田 健二君	小川 敏夫君
藤井 孝男君	大門実紀史君						
桜内 文城君	松村 祥史君						
野村 哲郎君							

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任 補欠

風間 直樹君 安井美沙子君

榛葉賀津也君 はた ともこ君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

平田 健二君 小川 敏夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 榛葉賀津也君 (小川敏夫君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニユアルの公表に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二二二号)

死刑制度の在り方に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二二二号)

自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第二二三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一五五号)

いわゆるマイクロスボットに対する体系的・網羅的対応に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一五六号)

消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問主意書(若林健太君提出)(第一七七号)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問主意書(若林健太君提出)(第一七八号)

福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一九九号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

国家基本政策委員

辞任 補欠

徳永 エリ君 松井 孝治君

木庭健太郎君 草川 昭三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

草川 昭三君

補欠

木庭健太郎君

予算委員

辞任

相原久美子君

補欠

櫻井 充君

大塚 耕平君

斎藤 嘉隆君

はた ともこ君

大久保 勉君

米長 晴信君

友近 聡朗君

宇都 隆史君

猪口 邦子君

島尻安伊子君

佐藤ゆかり君

木庭健太郎君

草川 昭三君

山本 香苗君

山本 博司君

井上 哲士君

大門実紀史君

吉田 忠智君

福島みずほ君

決算委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

大塚 耕平君

友近 聡朗君

米長 晴信君

大門実紀史君

井上 哲士君

行政監視委員

辞任

大久保 勉君

補欠

はた ともこ君

猪口 邦子君

宇都 隆史君

議院運営委員

辞任

櫻井 充君

補欠

相原久美子君

同日議長は、次の議案を東日本大震災復興特別委員
会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案
(第百七十七回国会参第一二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化
財指定及び保存の在り方に関する質問主意書
(秋野公造君提出)(第二六号)

玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県
松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する
質問主意書(秋野公造君提出)(第二七号)

米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響
評価書に関する質問主意書(糸数慶子君提出)
(第二八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備へ
の影響に関する質問主意書(佐藤正久君提出)
(第二〇号)

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関
するマニユアルの公表に関する質問主意書(福
島みずほ君提出)(第二二号)

死刑制度の在り方に関する質問主意書(福島み
ずほ君提出)(第二二二号)

自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と
方向性に関する質問主意書(佐藤正久君提出)
(第二三二号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子
力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会合
同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名
し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に
通知した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、五日の西岡議長逝去に際し、次の各
国議会議長等より弔電等を接受した。

エストニア共和国 エネ・エルグマ国会議
長

セルビア共和国

チェコ共和国

ブルガリア共和国

ルーマニア

ミラン・シュチュエフ上
院議長

ツェツカ・ツァチエ
ヴァ国民議会議長

ミルチャ・ジョアーナ
上院議長

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、呉邦国中華人民共和国全国人民代表
大会常務委員会委員長長宛議長就任に際し寄せられ
た祝電に対する礼状を発送した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、呉邦国中
華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長
より祝電を接受した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

大久保 勉君 池口 修次君
小見山幸治君 広田 一君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
大門実紀史君 山下 芳生君

同日委員長から次の報告書が提出された。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

(第百七十七回国会参第一二二号 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する

質問主意書(藤井基之君提出)(第三〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田昌良君提出山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問に対する答弁書(第一五号)

参議院議員浜田昌良君提出いわゆるマイクロロボットに対する体系的・網羅的対応に関する質問に対する答弁書(第一六号)

参議院議員若林健太君提出消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員若林健太君提出東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員浜田昌良君提出福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問に対する答弁書(第一九号)

同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十二年

年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務

に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を

受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十二年

度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を

受領した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案(鶴保庸介君外二十一名発議)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)、平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)及び平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)審査報告書

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案

右の議案を決議する。

平成二十三年十一月二十一日

発議者

鶴保 庸介

川合 孝典

川崎 稔

榎葉賀津也

中村 哲治

松野 信夫

風間 直樹

谷岡 郁子

松山 政司

義家 弘介

森 まさこ

猪口 邦子

佐藤 正久

長沢 広明

谷合 正明

魚住 裕一郎

山本 香苗

水野 賢一

る公債十一兆五千五百億円の発行を行うこととして
している。(2)また、台風第十二号等に係る災害
対策費などのその他の経費に係る歳出として、
三千二百九億九千四百百万円の追加を行い、

他方、東日本大震災復旧・復興予備費の減額に
より、二千三百四十三億二千五百百万円の修正減
少を行うこととしている。歳入においては、そ
の他収入について七百四十八億八百万円の増収
を見込むとともに、前年度剰余金百十八億六千
百万円の受入れを行うこととしている。(3)さ
らに、B型肝炎関係経費に係る歳出として、四
百八十億四千五百百万円の追加を行い、他方、既
定経費の減額により、二百一億七千六百万円の
修正減少を行うこととしている。歳入において
は、その他収入について二百七十八億六千九百
万円の増収を見込んでいる。

この結果、平成二十三年度一般会計予算の総
額は、歳入歳出ともそれぞれ一兆六千八百三
十二億六百万円増額され、百六兆三千九百八
十六億七千七百万円となる。

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)
は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及
び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別
会計等十三特別会計について、所要の補正を行
うこととしている。

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第
2号)は、株式会社日本政策金融公庫につい
て、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づ
き、特に緊要となったものについての予算措置
であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月十日
衆議院議長 横路 孝弘
参議院副議長 尾辻 秀久殿

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月十日
衆議院議長 横路 孝弘
参議院副議長 尾辻 秀久殿

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第
2号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月十日
衆議院議長 横路 孝弘
参議院副議長 尾辻 秀久殿

審査報告書
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月十八日
東日本大震災復興
特別委員長 増子 輝彦
参議院議長 平田 健二殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、東日本大震災の被災地域からの
産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を
防止することにより、被災地域における経済活
動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資す
るようにするため、金融機関、地方公共団体等
と連携しつつ、東日本大震災によつて被害を受
けたことにより過大な債務を負っている事業者
であつて、被災地域においてその事業の再生を
図ろうとするものに対し、当該事業者に対して
金融機関等が有する債権の買取りその他の業務
を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支
援することを目的とする法人として、株式会社
東日本大震災事業者再生支援機構を設立するも
のであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費は、初年度二百億円と
見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現
に万全の措置を講ずるべきである。
一 本支援機構と各県の産業復興機構とのすみ分
けに関し、各県の産業復興機構は各県が実情に
応じて支援対象を決めており、その整理を尊重
すること。また、支援機構の債権(リース債権
及び信用保証協会等の求償債権を含む。)の買取
業務の対象は、各県の産業復興機構による支援
の対象とすることが困難なものとするとともに
に、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉

事業者等を重点的に対象とし、各県の産業復興
機構と相互補充しつつ、支援の拡充を図ること
と。

二 本支援機構と各県の産業復興機構の運用につ
いては、ともに、被災した事業者の事業の再生
を確保するために十分な措置を講ずるとともに
に、被災事業者の支援、両制度の利用しやすさ
を第一に考え、業務運営における密接な連携等
を確保すること。

三 支援機構は、被災した事業者の支援に万全を
期するため、各県の信用保証協会等が対象事業者
の債務の保証に基づき取得した求償権について
も、積極的に買取りに努めること。

四 信用保証協会等は、支援機構による買取り申
込み等の求めに応じるよう努めること。また、
当該対象事業者に対する新たな資金の貸付けに
ついて、民間金融機関が自らの責任でも貸付け
を行う際には、当該対象事業者への資金の供給
が円滑に行われるよう、当該対象事業者の資金
の借入れに係る債務の保証を行うよう努めるこ
と。

五 支援機構は、被災した事業者の債務の負担を
軽減しつつその再生を支援するという本法の目
的を十分に踏まえ、適切な担保の評価なども踏
まえた債権の買取り並びに当該債権の管理及び
処分(債務の免除、弁済の猶予等を含む。)を行
うこと。

六 支援機構の本店所在地については、本法の対
象事業者が東日本大震災によつて過大な債務を
負っている事業者であり、これら事業者の債務
の負担の軽減と事業の再生の支援が早急に求め
られていることに鑑み、これら事業者にとつて

利便性の高い地域となるよう検討すること。

七 支援機構は、本法の適切かつ円滑な執行が可能となるよう、必要な体制を整備すること。あわせて、政府においても、支援機構の行う業務その他の二重ローン問題への対応の重要性に十分配慮した定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

八 政府保証枠を含む予算措置については、支援機構の成立までに、予備費の活用などにより責任を持つて対応すること。

右決議する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第百七十七回国会参議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の五により送付する。

平成二十三年十一月十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 平田 健二殿

(小字及び一は衆議院修正)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 設立(第六条—第十二条)

第三章 管理

第一節 取締役等(第十三条・第十四条)

第二節 定款の変更(第十五条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十六条・第十七条)

第二節 支援基準(第十八条)

第三節 業務の実施(第十九条—第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条—第四十条)

第六章 監督(第四十一条—第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条—第四十六条)

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等(第四十七条—第五十五条)

第九章 雑則(第五十六条—第六十五条)

第十章 罰則(第六十六条—第七十二条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつゝ、東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つていゝ事業者であつて、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつゝその再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲

げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合

三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社

四 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

五 リース契約(対価を得て資産を使用させる契約であつて、資産を使用させる期間の開始の日以後又は同日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないことその他主務省令で定める要件を満たすものをいう。)により資産を使用させることを業とする者

六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

七 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他の金融に関する業務を行う事業者で主務省

令で定めるもの

(数)

第三条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)

第四条 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議をすることができ事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

2 機構は、募集株式(会社法平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第七十一条第一号において同じ。)を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(機構の設立の方法)

第六条 機構は、会社法第二十五条第一項第一号に掲げる方法により設立しなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号

に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項

二 取締役会及び監査役を置く旨

三 第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、機構の設立に際して発行する株式の全部を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第九条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持に寄与し、

もつて被災地域の復興に資することが確実にあると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読替え)

第十一条 会社法第三十条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社(前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社)の成立前」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号)第九条第二項の認可の後株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十三条第一項中「第三十条第一項の公証人の認証」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九条第二項の認可」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第九条第二項の認可」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 会社法第三十三条の規定は、同法第二十八条第四号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 定款の変更

第十五条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第十九条第四項において同じ。)に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。第十九条第二項第二号○において同じ。)ただし、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る。

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。第五号、第十九条第二項第二号及び第二十五条第一項○において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣

ホ 事業活動に関する必要な助言

三 対象事業者に対する債権の担保の目的となつている財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡

四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

六 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

七 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

三 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、事業者(対象事業者を

除く。)の依頼に応じて、その事業の再生等に関する必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

第十七条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」とする。

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七十七条第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二十二條(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第十八条 主務大臣は、機構が、第十六条第一項各号に掲げる業務の実施による再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定す

るに当たつて従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たつて従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定めるに当たつては、被災地域において多数の事業者が自己の責めに帰することができない事由によりその事業の用に供する資産に甚大な被害を受けたことを踏まえ、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮しなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、並びに東日本大震災復興基本法第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事が第二項の規定により意見を述べるに当たつては、同法第三条の東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が東日本大震災からの復興に係る計画を定めている場合における当該計画との整合性に配慮しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第十九条 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつ

て、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げる事業者を除く。)は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数に勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人(国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。)

二 第四項後段に規定する支援決定が行われた

場合において、当該申込みをする事業者に対し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。)から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者(前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

6 機構は、再生支援をすることを決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、^{○一年を限}その期間を延長することができる。

(買取申込み等の求め)

第二十条 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格

を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第二十一条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしていないことの要請(以下「回収等停止要請」という。)をしなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十六条第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第二十二条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十条第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従って、債権買取り等を行うかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるものと見込まれるものの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行ってはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行ってはならない。

4 機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取価格)^{○等}

第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前(当該債権の担保の目的となつていない財産の価格の見直し、当該債権の担保の目的となつていない財産の価格の見直し、当該債権の担保の目的となつていない財産の価格の見直し)の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

2 機構は、関係金融機関等と損害担保契約(対象事業者に係る債権のうち機構が買取りを行ったものについて、当該買取り支援を開始した後における対象事業者の経営状況後、当該債権の適正な時価が当該買取りの価格を下回ることとなった場合において、当該関係金融機関等がその差額の一部を補填することを内容とする契約(これに準ずる契約を含む。))を締結する。

(買取申込み等期間の延長)

第二十四条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるものと見込まれるものの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同

意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、また買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするように求めなければならない。

3 第二十条第二項、第二十一条から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十一条第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

第二十五条 機構は、買取決定又は第二十条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしない旨の決定(以下「買取決定等」という。)を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定(次項及び第二十八条第一項第三号において「出資決定」という。)をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行ったときは、速やか

に、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

- 一 買取申込み等期間(第二十四条第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかったとき。
- 二 買取決定等を行わなかったとき。
- 三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2

機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者(当該対象事業者が第十九条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、当該対象事業者及び当該対象事業者者に第五十九条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。)及び関係金融機関等(前項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあつては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権の管理及び処分等)

第二十七条 機構は、対象事業者に係る債権のう

ち買取を行ったものの管理及び処分にあたつては、当該買取の価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額(当該債権の弁済期の到来前に買取を行った場合その他の政令で定める場合にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額)について、当該対象事業者の債務を免除しなければならない。

機構は、対象事業者に係る債権のうち買取を行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取を行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。

機構は、第一項の規定によるほか、前項の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するように努めなければならない。

機構は、対象事業者に係る債権のうち買取を行ったものの管理及び処分にあたつては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除する

機構は、対象事業者の代表者その他これに準ずる者(以下「代表者」という。)が当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他の当該対象事業者の負担の軽減に資する措置をとらなければならない。

機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない。

機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他の機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了したとき。

機構は、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定(支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第二十九条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等(以下「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。)

機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。

機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行った

ときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。 (再生手続の特例) 第三十条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限り。)において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。 一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。 二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額 裁判所は、前項に規定する差が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。	(更生手続についての準用) 第三十一条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限り。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。)」と、「再生債権」とあるのは「更生債権(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。)」とこれと同一の種類その他の更生債権」と、同条中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第百六十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。 (資料の交付又は閲覧) 第三十二条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。 一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者 二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者
2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。 3 国、地方公共団体又は日本銀行は、機構がその業務を行うために特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。 第五章 財務及び会計 (予算の認可) 第三十三条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (剰余金の配当の特例) 第三十四条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、機構が発行している株式に対し、剰余金の配当を行わないものとする。 (剰余金の配当等の決議) 第三十五条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 (財務諸表) 第三十六条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。 (区分経理等) 第三十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。	一 次号に掲げる業務以外の業務 二 関係金融機関等 三 対象事業者のうち農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合(に限る。)が対象事業者に対して有する債権 四 関係金融機関等であるものに係る第十六条第一項各号に掲げる業務その他主務官令で定める業務 2 機構は、第四十七条第一項第一号の規定による預金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは準備金を、前項第一号に定める経理の区分に従い(当該区分により難い場合にあつては、政令で定めるところに従い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。 3 機構は、第五十四条第一項第一号の規定による農水産業協同組合貯金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは準備金を、第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に整理しなければならない。 (区分経理に係る会社法の準用等) 第三十八条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条、第四百三十二条、第四百三十四条から第四百四十三条まで、第四百四十六条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。及び第二項(第五号に係る部分に限る。))の規定は、前条の規定により機構が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」と、同法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第二項中「を準備金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第二項中「を資本金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第三項の規定により設けられた勘定に属する準備

金」と、「の準備金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 機構が前条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの機構の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する資本金の額の合計額とし、機構が同項の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの機構の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(借入金及び社債)

第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかわ

らず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができ。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けられないで、第一項の資金の貸付けをすることができ。

5 機構が第一項の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第三十七条第一項に定める経理の区分に従い(当該区分により難い場合にあつては、政令で定めるところに従い)、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(政府保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができ。

第六章 監督

(監督)

第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 解散等

(機構の解散)

第四十三条 機構は、第十六条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併、分割又は解散の決議)

第四十四条 機構の合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(政府の補助)

第四十六条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内にお

いて、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第八章 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとするときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。第五十一条及び第五十二条第二項において同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(第五十二条において「東日本大震災事業者再生支援勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(政府の出資)

第四十九条 政府は、預金保険法第五条の規定により預金保険機構に出資しているもののほか、預金保険機構が第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、預金保険

機構に出資することができる。

2 預金保険機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(拠出金)

第五十条 預金保険機構は、第四十七条第一項各号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(配当に相当する額の分配)

第五十一条 預金保険機構は、機構から剰余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第四十九条第一項の規定による出

資額により資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。)

の規定による機構の業務に係るものを除く。』と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六

条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例)

第五十四条 農水産業協同組合貯金保険機構は、

農水産業協同組合貯金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 機構の設立の発起人となり、機構に対し出資を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 第四十七条第二項及び第四十八条から第五十二条までの規定は、前項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「前項第一号」とあるのは「第五十四条第一項第一号」と、「預金保険法第十四条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第十四条」と、「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣」と、第四十八条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第四十九条第一項中「預金保険法第五条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第五条」と、「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四

条第一項各号」と、第五十条中「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下「機構法」という。)

の規定

平成二十三年十一月二十一日 参議院会議録第七号 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

官 報 (号 外)

による機構の業務に係るものを除く。」と、同

法第三十七条第一項中「業務」とあるのは、業務
(機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を
除く。)と、同法第四十四条、第四十五条第二
項、第四十六条第一項及び第百三十二条第一項
第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は
機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第
四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)とあ
るのは、業務(第四十条の二第二号に掲げる業務
及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務
を除く。)と、同法第百二十九条第一項第一号
中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六
条第一項(機構法第五十五条の規定により読み替
えて適用する場合を含む。以下この号において
同じ。)と、同法第百三十三条第三号中「第三十
四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に
規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号
に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第
二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第
五十五条の規定により読み替えて適用する場合
を含む。)とする。」

第九章 雑則
(主務大臣)
第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣
総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣
及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、
第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四
項、第二十五条第二項、第二十七條第五項、第
四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主
務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大
臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業

大臣とする。

2 第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限
は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総
理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独
に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総
務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省
令とする。

(権限の委任)
第五十七条 内閣総理大臣は、前章の規定による
権限を金融庁長官に委任する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が債権買取り等の申込みを受
け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不
動産に関する権利の取得をした場合及び機構が
第十六条第一項第三号に掲げる業務として不動
産に関する権利の取得若しくは譲渡をし、又は
不動産の賃借権の設定をした場合には、当該不
動産に関する権利の移転の登記及び当該不動産
の賃借権の設定の登記については、財務省令で
定めるところにより当該取得、譲渡又は設定後
一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許
税を課さない。

2 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債
権の買取りにより不動産を取得した場合及び機構が第十六条第
一項第三号に掲げる業務として不動産を取得した場合における
これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すること
ができない。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する
特別措置法との関係)

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たつて

は、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力
の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第
七条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法
第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法
第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定又
は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継
事業再生計画の認定の申請を促すこと[○]等によ
る要件を満たすもの(以下「産業復興相談センタ
ー」という。)と、同法により講じられる施策と相まって、効
及び被災地域において設立された同法第四十七条に規定する特
定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を
満たすもの(以下「産業復興機構」という。)との連携を図ること
を要する。

2 認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活
動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項
第一号の規定により中小企業者に対し指導又は
助言を行うに際し、機構による再生支援を受け
ることが当該中小企業者の事業の再生を行うた
めに有効であると認めるときは、その旨を明ら
かにした書面を当該中小企業者に交付して、機
構に対して再生支援の申込みをすることを促す
ことができる。

(金融庁又は日本銀行に対する協力要請)

第六十条 機構は、債権の買取りに際しての適正
な時価の算定のためその他必要があると認める
ときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助
言その他の協力を求めることができる。

(預金保険機構等との協力等)

第六十一条 機構は、その業務の実施に当たつて
は、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険
機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための
緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十

二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定
協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者
(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する
特別措置法第二条第二十四項に規定する特定認
証紛争解決事業者をいう。)及び認定支援機関と
の協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的
に行うように努めなければならない。

(政策金融機関等の協力等)

第六十二条 第二条第二項第六号に掲げる法人
(次項において「政策金融機関等」という。)は、
機構が第二十條第一項の規定により買取申込み
等をするように求めた場合において、当該買取
申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なもので
あるときは、これに応じるように努め、当該買
取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨
のものであった場合には、当該同意に係る事業
再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その
他の必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣
は、当該政策金融機関等が対象事業者に係る債
権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従つて
対象事業者の債務を免除した場合における決算
に関する書類の承認をすることがどうかの判断その
他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の
行使(財務大臣にあつては、政策金融機関等を
所管する大臣との協議における判断を含む。)に
当たつては、対象事業者の再生を通じて東日本
大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地
域以外の地域への流出を防止することにより、
被災地域における経済活動の維持を図り、もつ
て被災地域の復興に資するようにするとのこの
法律の趣旨を尊重しなければならない。

3 政策金融機関は、対象事業者に対して債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行うだけでは対象事業者の事業の再生に必要な資金が確保できない場合は、機構の要請を受けて、資金の貸付けに係る審査を行い、対象事業者の事業の再生に必要な資金の貸付けを行うように努めなければならない。
(融資等業務実施法人の協力等)

第六十三条 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じように努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に当たつては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び

人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資するようにするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)
第六十四条 国、地方公共団体、機構^{〇、産業復興相談センター、産業復興機構}その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たつては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。
(政令への委任)
第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第六十六条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第六十八条 第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。
第六十九条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、

会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
一 第四条第二項の規定に違反して、募集株式を引き受ける者の募集をしたとき。
二 第十六条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。
三 第三十三条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。
四 第三十六条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

五 第三十九条第一項の規定に違反して、資金を借入れ、又は社債を発行したとき。
六 第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十二条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項、第二章、第十三条、第十五条、第十八条、第八章、第五十六条、第五十七条及び第六十五条並びに附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第三条 政府及び機構は、第二十三条第一項に基づく時価の算定について、迅速かつ適正な買取価格の算定が可能となるよう、自立性を高めるための改革の推進を図るための買取価格の算定方法(簡易な方法による算定を含む)に關する法律の整備に關する法律(平成二十三年法律第三十七号)第二十一条の規定の施行の前でなければならない。

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(経過措置)

第五条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十三条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(金融機能の再生のための緊急措置に關する法律の一部改正)

第六条 金融機能の再生のための緊急措置に關する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四条第一項第一号の二中「へ」を「ト」に改める。

第五十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第七十六条第三項中「場合及び」を「場合、」に、「申出がなされた場合に」を「申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に」に改める。

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に關する法律の一部改正)

第七条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に關する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「あるもの」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第 号)第二十条第一項に規定する対象事業者であるもの」を加え、「同条第一項」を「株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項」に改め、「場合」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあつた場合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に對する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の一号を加える。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に關する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に關すること。

(1) 設立
(2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に

規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

口 関係行政機関の事務の調整に關すること。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 本則の規定にかかわらず、本則に規定する定員は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十三年法律第十二号)がその効力を有する間は千二百三十五人とする。

附則 この規程は、平成二十三年十一月二十一日から施行する。

投票者氏名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君

小川 勝也君	小川 敏夫君	平山 誠君	広田 一君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	上野ひろし君	江口 克彦君
尾立 源幸君	大石 尚子君	広野ただし君	福山 哲郎君	関口 昌一君	伊達 忠一君	小熊 慎司君	小野 次郎君
大河原雅子君	大久保 勉君	藤末 健三君	藤田 幸久君	高階恵美子君	谷川 秀善君	川田 龍平君	桜内 文城君
大久保潔重君	大島九州男君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	塚田 一郎君	中川 雅治君	柴田 巧君	寺田 典城君
岡崎トミ子君	大野 元裕君	加賀谷 健君	藤原 良信君	中川 祐介君	中西 祐治君	中西 健治君	松田 公太君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	前田 武志君	前川 清成君	中村 博彦君	中村 祐介君	水野 賢一君	井上 哲士君
金子 恵美君	金子 洋一君	増子 輝彦君	松井 孝治君	野上浩太郎君	野上 浩太郎君	市田 忠義君	紙 智子君
神本美恵子君	川合 孝典君	松浦 大悟君	松野 信夫君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	市田 忠義君	大門実紀史君
川上 義博君	川崎 稔君	水戸 将史君	水岡 俊一君	林 芳正君	福岡 資麿君	山下 芳生君	荒井 広幸君
北澤 俊美君	郡司 彰君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	藤井 基之君	藤川 資麿君	片山虎之助君	藤井 孝男君
小西 洋之君	小林 正夫君	安井美沙子君	柳澤 光美君	古川 俊治君	松村 祥史君	福島みずほ君	福島みずほ君
小見山幸治君	行田 邦子君	柳田 稔君	山根 隆治君	古川 俊治君	松村 祥史君	龜井亜紀子君	自見庄三郎君
興石 東君	今野 東君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	松村 龍二君	松山 政司君	森田 高君	糸数 慶子君
佐藤 公治君	斎藤 嘉隆君	米長 晴信君	蓮 舫君	丸川 珠代君	三原じゅん子君	尾辻 秀久君	浜田 和幸君
櫻井 充君	芝 博一君	愛知 治郎君	青木 一彦君	水落 敏栄君	溝手 顕正君		
主演 了君	榛葉賀津也君	赤石 清美君	有村 治子君	宮沢 洋一君	森 まさこ君		
鈴木 寛君	田城 郁君	石井 準一君	石井 浩郎君	山崎 力君	山崎 正昭君		
田中 直紀君	高橋 千秋君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	山田 俊男君	山谷えり子君		
武内 則男君	谷 博之君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	山本 一太君	山本 順三君		
谷 亮子君	谷岡 郁子君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	吉田 博美君	山本 順三君		
シルン マルテ君	津田弥太郎君	宇都 隆史君	上野 通子君	若林 健太君	脇 雅史君		
辻 泰弘君	外山 斎君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	渡辺 猛之君	秋野 公造君		
徳永 エリ君	徳永 久志君	大江 康弘君	岡田 直樹君	荒木 清寛君	石川 博崇君		
轟木 利治君	友近 聡朗君	岡田 広君	加治屋義人君	魚住裕一郎君	加藤 修一君		
那谷屋正義君	直嶋 正行君	片山さつき君	川口 順子君	草川 昭三君	木庭健太郎君		
中谷 智司君	中村 哲治君	岸 宏一君	岸 信夫君	白浜 一良君	竹谷とし子君		
長浜 博行君	難波 奨二君	北川イツセイ君	熊谷 大君	谷合 正明君	長沢 広明君		
西村まさみ君	はた ともこ君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
羽田雄一郎君	白 眞勲君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	松 あきら君	山口那津男君		
林 久美子君	姫井由美子君	佐藤ゆかり君	山東 昭子君	山本 香苗君	山本 博司君		
平野 達男君	平山 幸司君	島尻安伊子君	末松 信介君	横山 信一君	渡辺 孝男君		

賛成者氏名

足立 信也君

有田 芳生君

石井 一君

岩本 司君

梅村 聡君

江田 五月君

小川 敏夫君

大石 尚子君

大久保 勉君

大島九州男君

反対者氏名

上野ひろし君

小熊 慎司君

川田 龍平君

柴田 巧君

中西 健治君

水野 賢一君

市田 忠義君

田村 智子君

山下 芳生君

片山虎之助君

藤井 孝男君

福島みずほ君

龜井亜紀子君

森田 高君

尾辻 秀久君

賛成者氏名

相原久美子君

池口 修次君

石橋 通安君

植松恵美子君

江崎 孝君

小川 勝也君

尾立 源幸君

大河原雅子君

大久保潔重君

大塚 耕平君

反対者氏名

江口 克彦君

小野 次郎君

桜内 文城君

寺田 典城君

松田 公太君

井上 哲士君

紙 智子君

大門実紀史君

荒井 広幸君

中山 恭子君

舩添 要一君

山内 徳信君

自見庄三郎君

糸数 慶子君

浜田 和幸君

平成二十三年年度一般会計補正予算(第3号)

平成二十三年年度特別会計補正予算(特第3号)

平成二十三年年度政府関係機関補正予算(機第2号)

〇名

大野 元裕君	岡崎トミ子君	舟山 康江君	前川 清成君	中原 八一君	中村 博彦君	水野 賢一君	荒井 広幸君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	二之湯 智君	西田 昌司君	片山虎之助君	中山 恭子君
風間 直樹君	金子 恵美君	松井 孝治君	松浦 大悟君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	藤井 孝男君	舩添 要一君
金子 洋一君	神本美恵子君	松野 信夫君	水戸 将史君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福島みずほ君	山内 徳信君
川合 孝典君	川上 義博君	水岡 俊一君	室井 邦彦君	林 芳正君	福岡 資鷹君	亀井亜紀子君	森田 高君
川崎 稔君	北澤 俊美君	森 ゆうこ君	安井美沙子君	藤井 基之君	藤川 政人君	糸数 慶子君	尾辻 秀久君
郡司 彰君	小西 洋之君	柳澤 光美君	柳田 稔君	古川 俊治君	牧野たかお君	浜田 和幸君	
小林 正夫君	小見山幸治君	山根 隆治君	横峯 良郎君	松下 新平君	松村 祥史君		
行田 邦子君	奥石 東君	吉川 沙織君	米長 晴信君	松村 龍二君	松山 政司君		
今野 東君	佐藤 公治君	愛知 治郎君	青木 一彦君	丸川 珠代君	三原じゅん子君		
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	赤石 清美君	有村 治子君	水落 敏栄君	溝手 顕正君		
芝 博一君	主濱 了君	石井 準一君	石井 浩郎君	宮沢 洋一君	森 まさこ君		
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	山崎 力君	山崎 正昭君		
田城 郁君	田中 直紀君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	山田 俊男君	山谷えり子君		
高橋 千秋君	武内 則男君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	山本 一太君	山本 順三君		
谷 博之君	谷 亮子君	宇都 隆史君	上野 通子君	吉田 博美君	義家 弘介君		
谷岡 郁子君	シシマ マチ子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	若林 健太君	脇 雅史君		
津田弥太郎君	辻 泰弘君	大江 康弘君	岡田 直樹君	渡辺 猛之君	秋野 公造君		
外山 斎君	徳永 エリ君	岡田 広君	加治屋義人君	荒木 清寛君	石川 博崇君		
徳永 久志君	轟木 利治君	片山さつき君	金子原二郎君	魚住裕一郎君	加藤 修一君		
友近 聡朗君	那谷屋正義君	川口 順子君	岸 宏一君	草川 昭三君	木庭健太郎君		
直嶋 正行君	中谷 智司君	岸 信夫君	北川イツセイ君	白浜 一良君	竹谷とし子君		
中村 哲治君	長浜 博行君	熊谷 大君	小泉 昭男君	谷合 正明君	長沢 広明君		
難波 奨二君	西村まさみ君	小坂 憲次君	佐藤 信秋君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
はた ともこ君	羽田雄一郎君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	松 あきら君	山口那津男君		
白 眞勲君	林 久美子君	山東 昭子君	島尻安伊子君	山本 香苗君	山本 博司君		
姫井由美子君	平山 幸司君	末松 信介君	鈴木 政二君	横山 信一君	渡辺 孝男君		
平山 誠君	広田 一君	世耕 弘成君	関口 昌一君	上野ひろし君	江口 克彦君		
広野ただし君	福山 哲郎君	伊達 忠一君	高階恵美子君	小熊 慎司君	小野 次郎君		
藤末 健三君	藤田 幸久君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	川田 龍平君	桜内 文城君		
藤谷 光信君	藤本 祐司君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	柴田 巧君	寺田 典城君		
藤原 正司君	藤原 良信君	中曾根弘文君	中西 祐介君	中西 健治君	松田 公太君		

賛成者氏名

足立 信也君 相原久美子君

有田 芳生君 池口 修次君

石橋 通宏君 一川 保夫君

岩本 司君 植松恵美子君

梅村 聡君 江崎 孝君

江田 五月君 小川 勝也君

小川 敏夫君 尾立 源幸君

大石 尚子君 大河原雅子君

大久保 勉君 大久保潔重君

大島九州男君 大塚 耕平君

大野 元裕君 岡崎トミ子君

加賀谷 健君 加藤 敏幸君

風間 直樹君 金子 恵美君

金子 洋一君 神本美恵子君

川合 孝典君 川上 義博君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君

紙 智子君 田村 智子君

大門実紀史君 山下 芳生君

六名

平成二十三年十一月二十一日 参議院会議録第七号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

川崎 稔君	北澤 俊美君	柳澤 光美君	柳田 稔君	藤川 政人君	牧野たかお君
郡司 彰君	小西 洋之君	山根 隆治君	横峯 良郎君	松下 新平君	松村 祥史君
小林 正夫君	小見山幸治君	吉川 沙織君	米長 晴信君	松村 龍二君	松山 政司君
行田 邦子君	奥石 東君	蓮 舫君	愛知 治郎君	丸川 珠代君	丸山 和也君
今野 東君	佐藤 公治君	青木 一彦君	赤石 清美君	三原じゅん子君	水落 敏栄君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	有村 治子君	石井 準一君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
芝 博一君	主濱 了君	石井 浩郎君	石井 みどり君	森 まさこ君	山崎 力君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	山崎 正昭君	山田 俊男君
田城 郁君	田中 直紀君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	山谷えり子君	山本 一太君
高橋 千秋君	武内 則男君	岩城 光英君	宇都 隆史君	山本 順三君	吉田 博美君
谷 博之君	谷 亮子君	上野 通子君	衛藤 晟一君	脇 雅史君	若林 健太君
谷岡 郁子君	ツルネ マルティン君	大家 敏志君	大江 康弘君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	岡田 直樹君	岡田 広君	秋野 公造君	荒木 清寛君
外山 斎君	徳永 エリ君	加治屋義人君	片山さつき君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
徳永 久志君	森木 利治君	金子原二郎君	川口 順子君	加藤 修一君	草川 昭三君
友近 聡朗君	那谷屋正義君	岸 宏一君	岸 信夫君	木庭健太郎君	白浜 一良君
直嶋 正行君	中谷 智司君	北川イツセイ君	熊谷 大君	竹谷とし子君	谷合 正明君
中村 哲治君	長浜 博行君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	長沢 広明君	西田 実仁君
難波 奨二君	西村まさみ君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	浜田 昌良君	松 あきら君
はた ともこ君	羽田雄一郎君	佐藤ゆかり君	山東 昭子君	山口那津男君	山本 香苗君
白 眞敷君	林 久美子君	島尻安伊子君	末松 信介君	山本 博司君	横山 信一君
姫井由美子君	平山 幸司君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	渡辺 孝男君	井上 哲士君
平山 誠君	広田 一君	関口 昌一君	伊達 忠一君	市田 忠義君	紙 智子君
広野ただし君	福山 哲郎君	高階恵美子君	谷川 秀善君	田村 智子君	大門実紀史君
藤末 健三君	藤田 幸久君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	山下 芳生君	荒井 広幸君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	中川 雅治君	中曾根弘文君	片山虎之助君	中山 恭子君
藤原 正司君	藤原 良信君	中西 祐介君	中原 八一君	藤井 孝男君	福島みずほ君
舟山 康江君	前川 清成君	中村 博彦君	二之湯 智君	山内 徳信君	亀井亜紀子君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	西田 昌司君	野上浩太郎君	自見庄三郎君	森田 高君
松井 孝治君	松浦 大悟君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	糸数 慶子君	尾辻 秀久君
松野 信夫君	水戸 将史君	橋本 聖子君	林 芳正君	浜田 和幸君	
水岡 俊一君	室井 邦彦君	福岡 資麿君	藤井 基之君		
森 ゆうこ君	安井美沙子君				

反対者氏名

一一名

上野ひろし君	江口 克彦君
小熊 慎司君	小野 次郎君
川田 龍平君	桜内 文城君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	松田 公太君
水野 賢一君	

母子健康手帳改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月四日

三原じゅん子

参議院議長 西岡 武夫殿

母子健康手帳改正に関する質問主意書

現在、厚生労働省の「母子健康手帳に関する検討会」が十年ぶりに開催され、母子健康手帳の様式改正に関する検討が行われていることと承知している。

当該検討会において「便色調カード」の導入について検討されているところであるが、現行の母子健康手帳には文章で胆道閉鎖症に関わる便の色についての注意喚起が記載されているが、視覚で確認できる色についての共通基準がなければ、保護者のもとより、医師も見落としをしまいやすい問題がある。

先天性胆道閉鎖症は、現在の医学において原因が究明されておらず、他に有効な早期発見手段も確立されていないのが現状である。また、生後六十日以内に発見・手術を行うことができれば

ば、状態が急速に悪化していくために、何よりも早期発見・早期治療が重要である。そこで、以下質問する。

一 同カードを母子健康手帳に綴じ込み、視覚による注意喚起を促すことにより、胆道閉鎖症に限らず、乳児における様々な疾患の早期発見・早期治療に繋げなければならないと考える。本年八月二十三日、衆議院厚生労働委員会において、小宮山厚生労働副大臣(当時)は、同カードの活用について積極的に検討すると答弁しているが、同カードの導入について政府の見解を明らかにされたい。

二 自治体及び医療機関は、胆道閉鎖症の疑いがある乳児に対して、どのような支援を行っているのか、また、今後どのような支援を行うのか、政府の承知するところを明らかにすること、このことに対する政府の支援策を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員三原じゅん子君提出母子健康手帳改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員三原じゅん子君提出母子健康手帳改正に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「便色調カード」については、母子健康手帳や今後の母子保健施策について検討する厚生労働省の「母子健康手帳に関する検討会」に

において、本年十一月四日に、「便カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにすることが適当である」とする報告書が取りまとめられたことを踏まえて、今後、その普及の方法を検討することとしている。

二について

市町村(特別区を含む。以下同じ。)においては、妊娠の届出をした者に対して母子健康手帳を交付することにより、乳児の「便の色がうすい黄色、クリーム色、灰白色で、白目(しろめ)や皮膚が黄色く黄緑色である場合」は早期に医療機関を受診するよう注意を促すとともに、乳児の保護者に対して母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)に基づく保健指導を行うことにより、胆道閉鎖症の早期発見及び早期治療に努めていると承知している。

また、厚生労働省としては、本年度中に厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の研究班が作成することとしている胆道閉鎖症に係る相談に対応するためのマニュアル等を周知することにより、胆道閉鎖症の早期発見及び早期治療のための市町村及び医療機関の取組を支援してまいりたい。

山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月八日

浜田 昌良

参議院副議長 尾辻 秀久殿

山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書

本年十月二十八日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、北朝鮮の拉致問題は何か起きたのかという質問に対し、山岡拉致問題担当大臣は、「やはり北朝鮮は現実大變で、独裁体制を取って、これは潜在的な国民の不満は大きいですから、それは日本から、言うなれば日本に北朝鮮の生命、財産が向こうに言わせれば拉致されているからだ、こういう思いを多分持っていて、いずれそれは日本にそのことをというような思いがあるのかもしれないですね」との答弁を行った。

これは、まるで我が国が北朝鮮に対して拉致を行った報復として、我が国国民が拉致されたというふうな解釈でき、拉致という犯罪行為をさも正当化するかのような問題発言であると考え。また、拉致被害者及びそのご家族のみならず、一日も早い解決を願う我が国国民の気持ちを踏みにじるものであり、拉致問題の担当大臣としての適性を大いに疑わざるを得ない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 「言うなれば日本に北朝鮮の生命、財産が向こうに言わせれば拉致されている」とは、どのような状況に基づき判断したのか、その根拠を時系列で具体的に示されたい。

二 このような答弁は野田内閣としての認識に基づくものか。野田内閣としての認識に基づく答弁ではないのであれば、どのように異なるのか、拉致被害者及びそのご家族や国民にわかるよう、明確にその違いを明らかにされたい。

三 このような答弁を行う者には拉致問題の担当大臣の資格は無いと考えるが、野田内閣の見解如何。また、同大臣を任命した野田総理の政治的責任如何。

右質問する。

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 藤村 修

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の国会における山岡拉致問題担当大臣の答弁は、北朝鮮による我が国国民の拉致そのものが全くの国家的犯罪であるとの認識を前提として、北朝鮮がそのような行為に及んだ理由について推察されるところを述べたものであり、同大臣及び野田内閣としての事実認識を示したものである。

なお、当該答弁については、平成二十三年十一月十四日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、同大臣から、拉致被害者家族の心情を斟酌し取り消す旨発言したところである。

いわゆるマイクロスポットに対する体系的・網羅的対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月八日

浜田 昌良

参議院副議長 尾辻 秀久殿

いわゆるマイクロスポットに対する体系的・網羅的対応に関する質問主意書

九月二十九日付けで提出した「いわゆるマイクロスポットに対する体系的・網羅的対応に関する質問主意書」(第百七十八回国会質問第三二二号)において、周辺より高い値の放射線量が計測される場所(以下「マイクロスポット」という。)の体系的・網羅的把握について質問したところ、十月七日付けで「今後については(中略)必要な措置について検討してまいりたい」との答弁書(内閣参賛一七八第三二二号)があり、十月十八日には、官房長官及び文部科学大臣が、体系的・網羅的把握、除染のための窓口設置、ガイドライン策定等についての記者会見を行った。

その後、十月二十一日に公表された対応方針及び「放射線測定に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によれば、情報収集及び除染支援の対象は、あくまで、「地表から一メートル高さの空間線量率が周辺より毎時一マイクロシーベルト以上高い数値が計測された箇所」とされているが、一平米程度のマイクロスポットを仮定して当該線量となる土壌に含まれる放射性セシウム134及び137の量を推計すれば、それぞれ土壌一キログラム当たり十四万一千ベクレル程度

(併せて二十八万二千ベクレル程度)になるとのことである(十月二十七日参議院内閣委員会における奥村文部科学副大臣の答弁)。

政府の特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理においては、一キログラム当たり十万ベクレル以上のものは、福島県内は中間貯蔵施設、福島県以外においては遮断型処分場において厳重に管理すべきものとされているにもかかわらず、その二・八倍程度以上の汚染土壌しか、情報収集及び除染支援しようとしていないガイドラインの内容は、いまだ住民の不安に対応するものとなっていない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 最近の東京都、神奈川県、千葉県などにおけるマイクロスポットに対する不安は、外部被ばくというより内部被ばくに対する懸念が要因だと考えられる。政府として、情報収集及び除染支援の対象は、あくまで、「地表から一メートル高さの空間線量率が周辺より毎時一マイクロシーベルト以上高い数値が計測された箇所」と決定するにあたり、内部被ばくの影響をどの程度考慮したのか、その考え方を内部被ばくと外部被ばくの影響の比率などのデータを含めて定量的に明らかにされたい。

二 情報収集及び除染支援の対象箇所の空間線量率を、「地表から一メートル高さで周辺より毎時一マイクロシーベルト以上」とする現行レベルよりも大幅に引き下げるべきではないかとの十月二十七日の参議院内閣委員会における私の質問に対し、細野国務大臣からは、更に下げたしまうとバックグラウンドの放射線量と混ざる可能性があるのでは対応できないとの答弁があった。それでは、政府はバックグラウンドの放射

線量を東京都、神奈川県及び千葉県でどの程度と把握しているのか。地上一メートル、〇・五メートル及び一センチメートルごとの一時間当たりの空間線量率について、代表的地点の最高値、平均値及び最低値を明らかにされたい。

三 マイクロスポットは、雨などを通じて放射性物質が時間的経過に伴い集積することにより生成されるものであることから、現時点で基準値以下であるとしても、一定期間後にはそれを超えることが予想されるという性質を有するものである。したがって、バックグラウンドレベルと混ざらない範囲で、できるだけ最小の基準以上のより多くの箇所を情報収集及び除染支援の対象とすることが、住民の健康を守るための予防的対応と考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

四 十月二十七日の参議院内閣委員会において、横浜市のマイクロスポットにおけるストロンチウムの検出が報道されている一方、それが福島由来か否かの検証調査の指示が遅れたことに対する謝罪の答弁が奥村文部科学副大臣からあったが、柏市のマイクロスポットについてはその検証調査の指示を行ったのか。併せて、これらの結果についても明らかにされたい。

また、そもそも、ストロンチウムのバックグラウンドは、土壌一キログラム当たり何ベクレル程度と考えているのか。政府の把握している範囲で明らかにされたい。

五 十月二十一日に公表された対応方針によれば、マイクロスポットの体系的・網羅的把握の具体的な進め方について、民間団体等による発見に大きく依存している。一方で、点検・校正が

なされていない線量計などによる不正確なデータが、逆に市民の不安を煽ることにもなりかねないという懸念もある。「自治体に対する資機材への支援を第三次補正予算で行うべき」とこの前記質問主意書に対して、前記答弁書では「平成二十三年第三次補正予算においても、(中略)予算措置を検討しているところである。」とあったが、ガイドラインにおいて取扱方法が記載されている各種線量計について市民団体への貸出や自治体への支援は、第三次補正予算の中のどの事項・項目に計上されているのか、具体的な予算額と併せて明らかにされたい。第三次補正予算に計上されていない場合、ガイドライン公表に伴い、民間団体等が正確なデータで体系的・網羅的に把握することが急務なことから、予備費の支出により早急に対応すべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出いわゆるマイクロスポットに対する体系的・網羅的対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出いわゆるマイクロスポットに対する体系的・網羅的対応に関する質問に対する答弁書
一及び三について
「当面の福島県以外の地域における周辺より

放射線量の高い箇所への対応方針(平成二十三年十月二十一日内閣府・文部科学省・環境省決定(以下「本方針」という。))において、周辺より放射線量の高い箇所への対策に関し、地方公共団体や民間団体等に報告をお願いし、除染への支援を行う箇所を「地表から一メートル高さの空間線量率が周辺より毎時一マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所」としたのは、住民の被ばく線量の低減を効果的かつ効率的に進めるため、優先度が高いところから除染を行う必要があることから、当面の目安を示したものである。

また、内部被ばくの影響については、例えば、福島県内において学校の校庭を利用した場合の外部被ばく線量及び内部被ばく線量を算定した結果、その内部被ばく線量は、内部外部合わせた全体の被ばく線量の二パーセント程度であることが判明しているところ、本方針の対象は面的な汚染ではなく特定の箇所の汚染であることから、そのような箇所においては、内部被ばくの影響は更に小さいものと考えられる。

二について

文部科学省が各都道府県に委託して実施している環境放射能水準調査において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「本件事故」という。)が発生した平成二十三年三月十一日より前に、地表からの高さ一メートルの一時空間あたりの空間線量率を測定した結果によれば、平成十一年度から平成二十年度までの間に、東京都新宿区において、最高値毎時八十ナノグレイ(環境放射線モニタリング指針(平成

二十年三月原子力安全委員会決定)において、原子力緊急事態の発生時に迅速に行う緊急時モニタリングについては、一ナノグレイを〇・〇〇一マイクロシーベルトに換算することとされている。以下同じ)、平均値毎時六十二ナノグレイ及び最低値毎時五十ナノグレイ、同都八丈町において、最高値毎時五十ナノグレイ、平均値毎時四十ナノグレイ及び最低値毎時三十ナノグレイ、神奈川県横浜須賀野市において、最高値毎時六十六ナノグレイ、平均値毎時五十八ナノグレイ及び最低値毎時五十一ナノグレイ、同県横浜市旭区において、最高値毎時六十四ナノグレイ、平均値毎時五十七ナノグレイ及び最低値毎時五十三ナノグレイ、同県茅ヶ崎市において、最高値毎時五十九ナノグレイ、平均値毎時五十五ナノグレイ及び最低値毎時五十一ナノグレイ、同県足柄下郡箱根町において、最高値毎時五十七ナノグレイ、平均値毎時五十五ナノグレイ及び最低値毎時四十六ナノグレイ、千葉県市原市において、最高値毎時六十八ナノグレイ、平均値毎時五十ナノグレイ及び最低値毎時四十四ナノグレイが観測されている。なお、御指摘の地表からの高さ〇・五メートル及び一センチメートルの一時空間あたりの空間線量率については、本件事故より前に網羅的に行った調査はない。

四について

お尋ねの「横浜市のマイクロスポット」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省は、財団法人日本分析センターに依頼し、現在、横浜市が平成二十三年十月十四日に

堆積物に放射性ストロンチウムの存在が確認されたこと公表した箇所において同市により採取された堆積物及びその採取箇所の周辺において同センターにより採取された土壌について、それらに含まれる放射性物質が本件事故によるものか否かを含め、分析を進めているところである。

また、柏市が同月二十一日に周辺より高い放射線量を確認したと公表した箇所については、本方針に基づき、同省において空間線量率の計測等を実施し、同月二十三日に同省において内閣府及び環境省に対して連絡を行った。現在、同省において、当該箇所の土壌等について、その放射性物質による汚染が本件事故によるものか否かを含め、詳細な調査を進めているところである。

さらに、本件事故が発生した同年三月十一日より前に日本国内で観測された土壌中の放射性ストロンチウムの放射能濃度については、環境放射能水準調査の結果によれば、平成十一年度から平成二十一年度までの間に、深さ五センチメートルの土壌から、最大で一キログラム当たり三十ベクレルの放射能濃度のストロンチウム九十が検出されている。

五について

平成二十三年度第三次補正予算においては、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金として、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第

百十号)第三十六条第一項の規定に基づき除染実施計画を定めることとなる地方公共団体が行う除染のための調査、生活圏の除染作業、局所的に高線量を示す地点の除染等の支援のための予算約一十億円を計上している。お尋ねの地方公共団体において使用し、又は民間団体等に貸し出すことも可能なサーバイメータの購入に対する支援についても、この補助金により行うこととしている。

消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月九日

若林 健太

参議院副議長 尾辻 秀久殿

消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問主意書

先の衆議院議員総選挙で、当時の民主党代表であった鳩山氏は、四年間は消費税の増税を行わないと高らかに宣言し、その立場を明確にしていた。一方、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第一三三)附則第百四条に基づき、来年三月末までに、政府は消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため必要な法制上の措置を講じなくてはならない。もし、消費税率を十パーセントに増税する法案を提出する場合、民主党政権は先の総選挙において宣言していた内容との整合性をどのように図った上で、これらを総括する

のか。本来であれば、解散総選挙をして、国民に改めて信を問うべきと考えるが、野田内閣の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問に対する答弁書

「社会保障・税一体改革案」(平成二十三年六月三十日政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、「消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成二十一年度税制改正法附則百四条に示された道筋に従って平成二十三年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている。

この法制上の措置の具体的な内容については、今後、政府・与党内の議論等を踏まえて決定したいと考えている。また、消費税率の引上げを実施する前には、選挙を通じて民意を問うべきものと考えている。

この考え方は、平成二十一年の衆議院議員総選挙の際に民主党が示していた考え方と矛盾するものではないと考えている。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月九日

若林 健太
参議院副議長 尾辻 秀久殿

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問主意書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源として、たばこ税の増税が検討されている。

たばこ税を一本当たり二円(国税分及び地方税分の合計)増税した場合、政府案では十年間で約二兆円の財源を確保できると試算されている。当該試算では、その前提となる十年間のたばこの販売数量について、どのような仮定を置いているのか。たばこ税を増税する必要性及び妥当性についての政府の見解とともに、二兆円となる試算の前提条件及びその根拠を具体的に明らかにされたい。

併せて、平成二十二年度の販売数量は二千二百億本となり前年度比約十パーセント減少しており、かつ、平成十八年度以降は毎年度五パーセント前後の減少が続いている趨勢を踏まえ、当該試算における増税による販売数量の減少分と長期的な趨勢としての減少分をそれぞれ示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問に対する答弁書

復興特別たばこ税の創設並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに係る試算においては、これらの改正により、たばこの需要が六パーセント程度減少すると見込んだ上で、たばこの課税数量については、長期的な趨勢をあらかじめ見込むことが困難であるため、十年間にわたる年間千七百億本程度で推移すると仮定している。

今般の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源(以下「復興財源」という。)を確保するための復興特別たばこ税の創設は、所得税及び法人税を中心に復興財源を確保するとの考えの下で創設することとした復興特別所得税の負担を抑制する観点から行うこととしたものであり、これは、「平成二十三年度税制改正大綱(平成二十二年十二月十六日閣議決定)で示した「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。」との

基本的考え方(以下「税制改正大綱の基本的考え方」という。)も踏まえたものとして提案したものである。

また、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源(以下「防災財源」という。)を確保するための道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げは、個人住民税を中心に防災財源を確保するとの考えの下で引き上げることとした個人住民税均等割の負担を抑制する観点から行うこととしたものであり、これは、税制改正大綱の基本的考え方これまで国及び地方のたばこ税の税率を同様に引き上げてきた経緯も踏まえたものとして提案したものである。

福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十日

浜田 昌良
参議院副議長 尾辻 秀久殿

福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問主意書

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においては、警戒区域などの一部の地域の住民に対する精神的損害は賠償の対象としつつも、ありとあらゆる風評被害に苦しんでいる福島全県民に対する精神的損害は賠償の対象としていない。また、避難

に対する賠償についても同様に、一部の地域における政府の指示に基づく避難のみを対象とし、それ以外の地域におけるいわゆる自主避難についてはいまだ対象としていない。

（福島県原子力損害対策協議会（以下「協議会」という。）がこれらの賠償を求めた公開質問状に対し、十一月四日、東京電力は「独自判断で賠償範囲を認定するのは困難」として、あくまで中間指針に準じて賠償する考えを改めて示した。

私が九月三十日付けで提出した「今般の東日本大震災等の復旧・復興における硬直的な予算要求・執行方式の是正に関する質問主意書（第百七十八回国会質問第四四号）において、「自主避難者への支援、福島全県民が求めている『精神的損害』への対応（中略）など、（中略）中間指針では対象となっていない（又はその適用が不明確な）事業であつて、早期救済が必要なものとして被災自治体

が応急対応しうる基金を、第三次補正予算で計上すべき」と指摘したのに対し、十月十一日付けの同質問主意書に対する答弁書（内閣参質一七八第四四号）において、「今後、地方公共団体から具体的な要望があつた場合には必要な措置を検討してまいりたい。」「中間指針（中略）において賠償すべき損害として示されていない損害については、地方公共団体の要望等も踏まえ、自主避難者への支援も含め、必要な措置を講じてまいりたい。旨の答弁があつた。しかしながら、協議会の公開質問状など、地元の要望が明確であるにもかかわらず、口先だけで一向に予算措置を行わない野田内閣の心ない対応に、被災者のみならず多くの国民が疑念を抱いている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 原子力損害賠償紛争審査会において、自主避難についても損害賠償の対象にするとの報道がなされているが、その真偽及び検討状況如何。当初、八月五日の中間指針発表後一か月程度で結論をまとめるとの説明もあつたが、いまだに結論が出ていない。いつまでに結論を出すのか明らかにされたい。また、賠償の対象とする自主避難を何らかの形で線引きするとの報道もあるが、その真偽如何。さらに、どのような線引きを検討しているのか、そのような対象の限定が県民の要望を踏みにじるものとならないのか、野田内閣の見解を明らかにされたい。

二 私が参議者となり第百七十七回国会で成立した「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（以下「仮払・基金法」という。）第十四条の原子力被害応急対策基金は、このような福島全県民の精神的損害や自主避難への賠償に対応できるものである。当該基金については、前記の答弁書において、「今後、地方公共団体から具体的な要望があつた場合には必要な措置を検討してまいりたい。」とのことであるが、福島県から当該基金の設置についての要望は、野田内閣として受けていないという認識が明らかにされたい。

三 仮払・基金法第十四条では、原子力被害応急対策基金の設置主体は地方公共団体と規定されていることから、福島県内の市町村も設置主体になり得ると考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。また、福島県内の市町村からも、当該基金の設置についての要望は、野田内閣として受けていないという認識が明らかにされたい。

四 枝野経済産業大臣は、九月二十九日の参議院予算委員会において、「自主避難をされている被災者の皆さんについては、紛争審査会の中間指針における損害類型としては示されていませんが、自主避難された方々の個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害であれば当然賠償の対象となります。現在、審査会においても自主避難された方々への賠償に関して議論中であり、それを待たずとも、相当因果関係がある損害の円滑な賠償は東京電力において促してまいりたいと思っております。」と答弁した。また、同大臣が十月六日の参議院東日本大震災復興特別委員会において、「自主避難者についても、指針が出る出ないにかかわらず、明らかに自主避難によって被害を受けている、自主避難をすることが当然であると思われるような皆さんにとっては東京電力において賠償がなされるべきである、これが制度であります。」と答弁したにもかかわらず、十一月四日、東京電力は「独自判断で賠償範囲を認定するのは困難」として、あくまで中間指針に準じて賠償する考えを改めて示した。十一月四日の東京電力の回答について経済産業省に事前相談はあつたのか、その有無を明らかにするとともに、同大臣は自主避難に対する賠償について「円滑な賠償は東京電力において促してまいりたい」と九月二十九日の参議院予算委員会において答弁した後、東京電力に対して具体的にどのような対応をしたのか明らかにされたい。

五 福島全県民の精神的損害や自主避難に対し、口先だけで一向に対応しない野田内閣に、被災者のみならず多くの国民はもはや苛立ちを感じ

ている。地方公共団体の要望等の有無を逃げ口上にするのではなく、国民の生命財産を守る日本国政府として野田内閣は何を実施するのか。言葉だけではなく、行動の具体的な内容を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 藤 村 修

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問に対する答弁書
一 について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「原子力事故」という。）に關し、自主的避難に起因する損害については、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成二十三年八月五日原子力損害賠償紛争審査会決定（以下「中間指針」という。）においては、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）に基づき賠償すべき損害として明示されていないが、原子力損害賠償紛争審査会において、平成二十三年八

月五日以降、四回にわたり、自主的避難に起因する損害に対する賠償の対象範囲について、避難時期、避難区域、避難者の属性等を踏まえつつ、検討を進めているところであり、できるだけ早急に取りまとめたいと考えている。

二について
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)第十四条第一項に規定する原子力被害応急対策基金(以下「対策基金」という。)の設置も含め、原子力事故の被災者に対してどのような支援措置が必要かについては、福島県と意見交換をしているところである。

三について
御指摘のとおり、福島県内の市町村も、対策基金の設置主体になり得るが、福島県内の市町村からこのような対策基金の設置についての具体的な要望は受けていない。

四について
お尋ねの「十一月四日の東京電力の回答」とは、福島県原子力損害対策協議会から平成二十三年十月二十四日に東京電力に提出された公開質問書に対する東京電力による同年十一月四日の「回答」(以下「回答」という。)を指していると思われるが、経済産業省においては、回答の案を同年十月三十一日に東京電力より受け取り確認している。政府としては、自主的避難等に起因する損害を含め、原子力事故と相当因果関係が認められる損害については全て賠償されるべきであると考えており、東京電力に対して被害者の個別の実情も十分踏まえて賠償を行うよう継続的に求めているところ、回答の案を確認

する際にも、中間指針で明示されていない損害に対する賠償を行うことについて、その手続の方法も含め明示すること等を指摘している。

五について
お尋ねの点について、政府としては、原子力事故と相当因果関係が認められる損害については、東京電力において賠償を行うべきものと考えており、今後とも、東京電力に対して被災者の個別の実情を踏まえ賠償を行うよう求めてまいる。

〔参照〕

十一月十七日議長において、左のとおり議席を変更した。

一六	江崎 孝君	六三	金子 洋一君
一七	有田 芳生君	六五	吉川 沙織君
二五	舟山 康江君	六六	外山 斎君
二九	松野 信夫君	六七	友近 聡朗君
三一	川上 義博君	六八	梅村 聡君
三二	室井 邦彦君	六九	行田 邦子君
三三	広田 一君	七〇	金子 恵美君
三七	柳澤 光美君	七二	牧山ひろえ君
三九	小林 正夫君	七三	水戸 将史君
四〇	今野 東君	七四	大島九州男君
四一	中村 哲治君	七五	横峯 良郎君
五二		七六	轟木 利治君
五三	はた ともこ君	七七	蓮 舫君
五四	小西 洋之君	七八	藤末 健三君
五八	大野 元裕君	七九	尾立 源幸君
五九	斎藤 嘉隆君	八〇	前川 清成君
六〇	小見山幸治君	八二	大久保 勉君
		八三	白 眞勲君
		八四	那谷屋正義君
		八五	佐藤 公治君
		八六	ソルチン マルティン君
		九〇	藤田 幸久君
		九五	小川 敏夫君
		九八	榛葉賀津也君
		一〇三	石橋 通宏君
		一〇八	田城 郁君
		一〇九	難波 奨二君
		一一四	平山 幸司君
		一一五	松浦 大悟君
		一一六	中谷 智司君
		一一七	植松恵美子君
		一二〇	姫井由美子君

一二一	谷岡 郁子君
一二三	大河原雅子君
一二四	相原久美子君
一二五	加賀谷 健君
一二六	藤谷 光信君
一二八	足立 信也君
一二九	藤本 祐司君
一三〇	水岡 俊一君
一三一	津田弥太郎君
一三二	芝 博一君
一三三	主濱 了君
一三四	加藤 敏幸君
一五一	平田 健二君

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二三〇円